

令和7年度 事業報告書



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

長崎県支部

人間を救うのは、人間だ。

赤十字基本 7 原則

1965年にオーストリア・ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で「国際赤十字・赤新月運動の基本原則」（赤十字基本 7 原則。以下、赤十字 7 原則）が決議され、宣言されました。赤十字 7 原則は、赤十字の長い活動の中から生まれ、形づくられたものです。「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は、敵味方の別なく救われなければならない」という「人道」こそが赤十字の基本で、他の原則は「人道」の原則を実現するために必要となるものです。

人 道

国際赤十字・赤新月運動は、戦場において差別なく負傷者に救いの手を差し伸べたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。生命と健康を守り、人間を尊重することを目的とし、すべての人の相互理解、友情、協力及び恒久の平和を促進する。

公 平

国際赤十字・赤新月運動は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する苦痛をまっさきに取り扱う。

中 立

すべての人からいつも信頼を受けるために、国際赤十字・赤新月運動は、戦闘行為の時にずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の論争には参加しない。

独 立

国際赤十字・赤新月運動は独立した存在である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助機関であり、その国の法律にしたがうが、つねに国際赤十字・赤新月運動の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。

奉 仕

国際赤十字・赤新月運動は、利益を求めない自発的な救護を行う運動体である。

単 一

いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しかありえない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性

国際赤十字・赤新月運動は世界に広がる運動体であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の地位を有するとともに、相互援助を行う同等の責任と義務を共有する。

目 次

ごあいさつ	日本赤十字社長崎県支部長 平田 研
1 会員増強運動	
(1) 赤十字思想の普及と会員増強	1
(2) 活動資金の募集	3
2 災害救護	
概 要	5
(1) 医療救護班の編成	5
(2) 災害救護訓練	6
(3) 被災者救護活動	7
(4) 臨時救護	9
(5) 防災セミナー、非常時の炊き出し訓練等の実施	9
(6) 看護師の養成	10
(7) 救護装備・救護物資の整備状況	10
3 救急法・健康生活支援等の講習会	
(1) 救急法	12
(2) 健康生活支援講習	13
(3) 幼児安全法	14
(4) 水上安全法	16
4 社会活動	
(1) 赤十字奉仕団	17
(2) 青少年赤十字	20
5 国際活動	
(1) 第43回NHK海外たすけあいキャンペーン	22
(2) 国際救援	23
(3) 開発協力	23
(4) 国際交流	24
6 医療事業	
日本赤十字社長崎原爆病院	
(1) 病院の沿革	25
(2) 患者数等実績	26
(3) がん医療	27
(4) 救急医療	27
(5) 災害医療	27
(6) 新興感染症	28
(7) 訪問看護の実績	28
(8) 医療従事者の確保等	28
(9) 質の高い医療の提供	29
(10) 医療従事者の負担軽減	29
(11) 地域医療ニーズへの対応	29
(12) 患者慰問	30
(13) 国際協力	30
日本赤十字社長崎原爆諫早病院	
(1) 病院の沿革	32
(2) 地域医療ニーズへの対応	32
(3) 患者慰問	35
7 血液事業	
概 要	36
(1) 献血Web会員サービス「ラブラッド」と予約献血	37
(2) 血液の検査通知	37
(3) 市町別献血状況	38
(4) 献血者の状況	39
(5) 献血登録者数	39
(6) 製剤別供給実績	40
(7) 特殊製剤国内自給向上対策事業	40
(8) 血液センターイベント	41
8 む す び	
(1) 国内活動	43
(2) 国際活動	45
(3) 評議員会及び監査報告等	46
(4) 令和7年度支部受付義援金・救援金受入状況	47
(5) 令和7年度一般会計並びに特別会計決算状況	
◎長崎県支部一般会計	48
◎長崎原爆病院医療施設特別会計	50
◎長崎原爆諫早病院医療施設特別会計	51
9 赤十字のはじまりと現況	52
10 日本赤十字社の概況	55
11 日本赤十字社長崎県支部の概況	59
12 日本赤十字社のしおり	69



ご あ い さ つ

日本赤十字社長崎県支部
支 部 長 平 田 研

県民の皆様には、日頃から赤十字の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日本赤十字社が、災害救護をはじめとする各種の事業を実施できますのは、会員並びに様々な活動を展開いただいておりますボランティアをはじめ、多くの皆様のご理解とお力添えの賜物であり、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年も国内では大規模な山林火災や台風等による大雨など多くの災害が発生し、各地で被害をもたらしました。日本赤十字社では、その都度、被災者に寄り添った支援を行っております。今後とも、被災者からの支援のニーズがある限り、最後まで被災地での支援を続けてまいります。こうした災害救護は、日本赤十字社に課せられた重要な役割であり、災害対策基本法等に基づく、指定公共機関としての責務として、平時から防災訓練や研修会等を実施し、災害発生に備えております。当支部においても、これまで大規模な地震災害等に救護班を派遣してまいりましたが、引き続き、迅速に対応できるよう、災害救護体制の整備に努めてまいります。

また、わが国では少子高齢化の進展とともに地域社会の多様化が進む中、日本赤十字社には、人道支援団体として地域の人々の健康で安全な生活を支え、地域のレジリエンスを高める活動が求められております。当支部におきましても、救急法、健康生活支援等の講習及び普及に力を注ぐとともに、青少年赤十字の育成や赤十字奉仕団の支援を行ってまいります。

一方、海外では紛争や災害が後を絶ちません。ウクライナやイスラエル・ガザでの紛争は、未だに収束の兆しを見せず、加えて今年に入り中東全域における人道危機が深刻化しています。その他の地域においても依然として武力紛争が続いているほか、地震・洪水・山火事・干ばつなどの自然災害も次々と発生しております。日本赤十字社は、世界の国や地域で、紛争や災害に苦しむ人々を支援するために、国際赤十字のもと各国の赤十字機関と連携を図りながら人道支援活動へ取り組んでまいります。当支部におきましても、「NHK海外たすけあい募金」などのほか、日本赤十字社が実施する国際活動に積極的に参加・協力してまいります。

医療事業につきましては、各地域の赤十字病院において地域医療の充実、救護班の育成、国際活動への協力などの使命を果たしておりますが、当支部では、長崎原爆病院と長崎原爆諫早病院の二つの赤十字病院で地域医療に貢献してまいります。

長崎原爆病院におきましては、人道・博愛の赤十字精神のもと、被爆者医療を充実するとともに、医療圏における急性期医療の役割を担い、地域住民及び被爆者の皆様へ良質な医療を提供してまいります。救護活動では、救護班及びこころのケア要員看護師を積極的に派遣してまいります。また、緩和ケア病棟の運用やロボット手術の導入によって、地域がん診療連携拠点病院として医療の充実に努め、安全で安心な医療を提供してまいります。

長崎原爆諫早病院におきましては、県央・県南の地域住民及び被爆者の皆様に対し、二次救急輪番病院及び結核措置入院施設として、良質な医療を提供してまいります。また、地域包括ケア病床を活かして、近隣の急性期病院や老人福祉施設からの患者受入れを積極的に推進し、リハビリテーションにも力を入れるとともに、訪問診療及び訪問看護による在宅医療を提供してまいります。

血液事業につきましては、全国を7ブロックに分けたブロックを単位とする事業運営と需給管理を行う広域事業運営体制のもと、長崎県赤十字血液センターにおきましても、円滑な献血者の確保とより安全で安心な血液製剤の供給に努めてまいります。また、採血業務のさらなる効率化と確保体制の強化を図るため、献血WEB会員サービス「ラブラッド」を活用した献血予約の推進等に注力していきます。

最後に、日本赤十字社は、来年の令和9年5月1日に創立150周年を迎えることとなります。それに向けて令和6年に「日本赤十字社創立150周年プロジェクト」を立ち上げ、歴史の継承から、更に創立200年までを見据えた「新しい時代の赤十字」の構築を目指しており、今後とも引き続き、会員やボランティアの皆様とともに、様々な事業に取り組んでまいります。

当支部といたしましても、新たな視点に立って、県民の皆様のニーズに合った赤十字であるよう努力してまいりますので、引き続きご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和8年6月

1. 会員増強運動

(1) 赤十字思想の普及と会員増強

日本赤十字社は、「日本赤十字社法に基づく、会員をもって組織する認可法人」であります。従って日本赤十字社の財源は、会員が納付する会費及び一般からの寄付金によって賄われています。

ア 赤十字会員増強運動

赤十字を支える中核をなすものは会員であり、会員の増強こそが赤十字活動の根幹をなすものであります。

明治10年5月1日、日本赤十字社が創立された月にちなんで、毎年5月を「赤十字会員増強月間」として運動を展開し、県下各市町でのポスター・パンフレットの配布やテレビCMなどにより県民に対する啓発に努めています。

この運動を推進するため、次のことを柱にして会員増強を呼びかけております。

- (ア) 地区（市及び郡）及び分区（町）にあつては、理事、代議員、評議員並びに赤十字奉仕団等の協力を得て、町内会、自治会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等を通じた、赤十字運動への理解・促進と会員加入の勧奨
- (イ) ダイレクトメールの活用及びクレジットカード・口座振替等による会員募集
- (ウ) 法人会員の加入促進と更なる連携強化
- (エ) 遺贈及び相続財産寄付の積極的な推進
- (オ) 積極的な広報活動の推進
- (カ) 全国赤十字大会及び九州八県赤十字大会を通じ、有功章会員の勧奨

イ 全国赤十字大会

令和7年5月13日(火)、東京の明治神宮会館において、名誉総裁皇后陛下をはじめ各名誉副総裁妃殿下をお迎えして、全国赤十字大会が開催され、本県からは支部、地区・分区及び日赤関係者、受章者等15名が参加しました。

ウ 九州八県赤十字大会

令和7年11月13日(木)、鹿児島県鹿児島市の川商ホール（鹿児島市民文化ホール）において、九州八県赤十字大会が開催され、本県からは受章（彰）者、赤十字関係者等27名が参加しました。

大会式典では、本県からは有功章（個人3名、法人2社）を名誉副総裁三笠宮寛仁親王妃信子殿下から、社長感謝状（個人4名、法人5社）を日本赤十字社社長から授与されました。

令和7年度
赤十字有功章、感謝状受章（彰）者（敬称略）

金色有功章（活動資金 50万円以上）

2名 3社

中 村 清 美
塩 塚 茂
千代田計装株式会社
宗教法人正法寺
朝永エンジニアリング株式会社

銀色有功章（活動資金 20万円以上）

11名 3社

西 村 秀 範
馬 場 陽 子
松 田 謙 治
松 尾 隼 人
小 室 安 晃
大 野 鎮 人
濱 崎 公 成
野 崎 文 代
徳 田 博 昭
日 宇 み や 子
塩 川 美 子
株式会社丸協食産
光 源 寺
株式会社坂元木工芸

中	嶋	久	光
久	田	力	男
中	嶋	美	香
小	坂	田	昌
森		秀	樹
株	式	会	社
マ	ゴ	オ	リ
有	限	会	社
ハ	一	モ	ニ
一			
長	崎	県	看
護	連	盟	県
南	地	区	
山	下	医	科
器	械	株	式
会	社		
医	療	法	人
佐	世	保	晚
翠	会	村	上
病	院		
株	式	会	社
十	八	親	和
銀	行		
株	式	会	社
寺	山	建	設

(2) 活動資金の募集

令和7年度は、災害に備えての救護装備の充実と救援物資の備蓄、また、救急法、水上安全法、健康生活支援、幼児安全法等の講習普及、赤十字奉仕団、青少年赤十字の育成、救護看護師の養成、義援金募集や、紛争その他自然災害発生地域の国々に対する海外たすけあい募金広報などに要する経費財源に充てるため、活動資金募集の目標額を定めました。

各地区・分区、福祉事務所関係者及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、町内会、奉仕団関係者の方々の積極的なご協力をいただきました。

令和7年度 地区・分區別活動資金状況

(令和8年3月31日現在)

市地区名	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)
長崎市	43,384,000	15,186,016	35.0%
佐世保市	25,159,000	13,815,211	54.9%
島原市	4,426,000	3,745,769	84.6%
諫早市	14,507,000	15,895,240	109.6%
大村市	10,768,000	6,884,498	63.9%
平戸市	2,985,000	4,006,231	134.2%
松浦市	2,093,000	1,812,657	86.6%
対馬市	2,774,000	2,328,453	83.9%
壱岐市	2,356,000	2,670,440	113.3%
五島市	3,764,000	2,630,865	69.9%
西海市	2,584,000	2,834,810	109.7%
雲仙市	3,959,000	4,797,280	121.2%
南島原市	4,224,000	4,212,047	99.7%

郡地区・分區名	目標額(円)	実績額(円)	達成率(%)	
西 彼杵	7,758,000	4,133,776	53.3%	
	長与町	4,483,000	2,706,870	60.4%
	時津町	3,275,000	1,426,906	43.6%
東 彼杵	3,622,000	4,030,893	111.3%	
	東彼杵町	722,000	1,107,693	153.4%
	川棚町	1,406,000	1,545,450	109.9%
	波佐見町	1,494,000	1,377,750	92.2%
北 松浦	1,725,000	1,768,100	102.5%	
	小値賀町	241,000	455,300	188.9%
	佐々町	1,484,000	1,312,800	88.5%
上 五島	1,912,000	2,354,160	123.1%	
	新上五島町	1,912,000	2,354,160	123.1%

市地区計	122,983,000	80,819,517	65.7%
郡地区計	15,017,000	12,286,929	81.8%
支部扱い	22,000,000	40,829,531	185.6%
県計	160,000,000	133,935,977	83.7%

2. 災 害 救 護

概 要

救護活動は、赤十字の第一義的な活動です。日本赤十字社が取り組む救護業務はジュネーブ諸条約、日本赤十字社法及び日本赤十字社定款に基づくものです。また、災害救助法や災害対策基本法、において「指定公共機関」とされており、協力が義務付けられています。

県支部は、災害時の医療救護、義援金等の募集はもとより、日常の火災や風水害等による住宅の全焼・全壊・流失などによって被災した人々にも援護を行っています。

これに備えて、救援物資の備蓄、救護用資機材の整備、救護班の訓練等、常に万全の救護体制を整えています。

(1) 医療救護班の編成

災害が発生すると、医療救護班はいち早く被災地に出動し、傷病その他被害を受けた人々の救護を行います。

救護にあたっては、迅速かつ有効適切な活動が要求されます。そのためには、日本赤十字社救護規則に定める常備救護班を編成し、常時訓練をして有事即応の体制を整えておかなければなりません。

県支部では、より専門的な技術を活用した救護活動を展開できるよう常備救護班の体制を見直し、平成29年度から薬剤師を編入し、長崎原爆病院に5個班、長崎原爆諫早病院に2個班、また、長崎県赤十字血液センターには救護班支援要員を編成し有事に備えています。

また、本県において平成21年3月に災害派遣医療チーム「長崎DMAT」が発足し、現在、長崎県支部の業務調整員1名、長崎原爆病院の医師2名、看護師4名、業務調整員4名を長崎DMAT隊員に登録しています。

<医療チーム編成状況>

区 分 \ 職 種	医 師	看護師長	看護師	薬剤師	主 事	放射線技師	合 計
常備救護班（7個班）	7人	7人	14人	7人	14人	—	49人
救護班支援要員	—	—	6人	—	4人	—	10人
※1 DMAT	2人	—	4人	1人	4人	—	11人
※2 原子力災害派遣チーム	3人	—	2人	—	—	2人	7人

※1 DMAT：災害の急性期（発災後、概ね48時間以内）に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略称

※2 原子力災害派遣チーム：原子力災害時に現地に派遣され、救急医療を担当する専門家のチーム。原子力規制委員会が策定した原子力災害医療体制の一つ。

<その他>

区 分 \ 職 種	医 師	看護師	他医療職 (技師等)	事務職	合 計
原子力災害医療アドバイザー	1人	—	1人	—	2人
災害医療コーディネートチーム	(コーディネーター) 2人	5人	(コーディネートスタッフ) 5人	2人	14人

(2) 災害救護訓練

各種災害に鑑み、最も効果的な救護活動を実践するためには、平時から救護班要員に対する教育訓練を行い、その資質の向上と災害救護体制の強化を図ることが肝要です。

特に行動の基礎となる明確な号令と集団行動するための厳正な規律と強固な連帯感を養い、救護班の各種行動を敏速かつ確実なものにするためには日頃の訓練が必要です。

県支部では、独自の研修会を開催し、また、県総合防災訓練等に積極的に参加し救護技術の向上に努めています。

ア 日本赤十字社長崎県支部 常備救護班要員研修会

令和7年6月7日(土)～8日(日)、長崎原爆病院にて、当支部及び管内施設職員の計50名が参加して、災害救護についての研修会を実施しました。

この研修会は、常備救護班要員及び来年度常備救護班要員登録予定者を対象とし、無線奉仕団と隊友会佐世保奉仕団の協力を得ながら、災害時に必要な救護業務の知識や技術、また、無線機器を使った情報伝達方法等を習得することの他、大規模災害を想定した実働訓練を通して、状況に応じた救護要員の洞察力と判断力を身につけることと、医療技術の手技向上を目的に実施します。

イ 支部災害対策本部要員研修会

令和7年10月29日(水)、長崎県支部にて、当支部職員10名が参加して、災害発生時の支部の災害対応についての研修会を実施しました。

この研修会は、支部職員を対象とし、災害発生時に日赤の災害救護活動を的確かつ迅速に実施するため、災害対策本部要員として、支部が設置する災害対策本部等の機能、業務及び体制並びに組織等について理解することを目的として実施します。

ウ 九州八県支部合同災害救護訓練

令和7年12月7日(日)～8日(月)、日赤宮崎県支部にて、九州各県支部の災害救護担当者が集結し、九州八県支部合同災害救護訓練を実施しました。

当支部からは3名が参加し、総勢43名規模の訓練となりました。

本訓練は、南海トラフ地震の発生を想定し、同災害において甚大な被害が想定されている宮崎県を会場とし、「日本赤十字社第6ブロック南海トラフ地震対応計画」及び「日本赤十字宮崎県支部南海トラフ地震受援計画」の検証を目的に実施しました。

エ 日本赤十字社長崎県支部 こころのケア研修会

令和8年1月18日(日)長崎原爆病院にて当支部及び管内施設職員の計32名が参加して、災害時のこころのケアについての研修会を実施しました。

この研修会は、災害時に被災者に対して心理的支援「こころのケア」を実施するとともに、救護員自身が被るストレス（燃え尽き症候群等）への対処方法を習得することを目的に実施します。

オ 第6ブロック赤十字救護班研修会

令和8年1月31日(土)～2月1日(日)、久留米赤十字会館にて開催されたブロック赤十字救護班研修に、参加者として管内施設職員を7名、指導スタッフを9名派遣しました。

この研修会は、災害発生直後の急性期から長期にわたる救護活動に対応できる救護班要員の育成を目的として、日本赤十字社第6ブロック管内の救護班要員を対象に実施しています。

カ 救急車両等車両運転研修

令和8年2月28日(土)、長崎県支部にて管内施設職員の計15名が参加して、災害救護活動時に使用する救急車等の車両運転研修を実施しました。

キ 自治体主催による総合防災訓練等

令和7年5月18日(日)、諫早市八天町の本明川河川敷において、諫早市総合防災訓練が行われ、当支部から救護班1個班、赤十字奉仕団等の計50名が参加しました。

豪雨による川の氾濫・水害、また、そのような中で大地震が発生したとの想定による大災害に対応できるよう、消防・警察・自衛隊等の各関係機関との連携、救護所設置、傷病者の応急処置のほか、非常無線通信等の訓練を実施しました。

また、5月31日(土)、新上五島町青方港では長崎県総合防災訓練が行われ、計16名の赤十字関係者が参加しました。

7月13日(日)、佐世保市干尽町海上自衛隊グランドにて災害派遣訓練「西海レスキュー」が行われ、計6名の赤十字関係者が参加しました。

9月28日(日)、大村市竹松駐屯地では大村市総合防災訓練が行われ、計20名の赤十字関係者が参加しました。

10月23日(木)、長崎空港制限区域内にて長崎空港航空機事故対処総合訓練が行われ、計9名の赤十字関係者が参加しました。

(3) 被災者救護活動

日常の災害や風水害による被災者（住家の全焼・全壊・流失・半焼・半壊等）に対しては、家族数に応じ、毛布や緊急セット・タオル等を直ちに見舞品として配分しています。

○配分基準

毛布

区分	基準
配分基準	1 災害により住家が全焼・全壊・流失した世帯。 2 半壊・半焼・床上浸水であっても、長期間、寝具等が使用不能であることが予想される世帯。 3 避難所等に避難を要する世帯。
配分数	原則として被災者1人あたり1枚とする。 ただし、気候や被災状況に応じて必要な場合には、1人に2枚配分しても差し支えない。

緊急セット

区分	基準
配分基準	1 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊もしくは床上浸水した世帯。 2 避難所等に避難を要する世帯。
配分数	原則として、被災1世帯（4人）あたり1個とする。

タオル・歯ブラシ・バスタオル・タオルケット・ブルーシート

区分	基準
配分基準	1 災害により住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊もしくは床上浸水した世帯。 2 避難所等に避難を要する世帯。
配分数	原則として被災者1人あたり、タオル、歯ブラシ、バスタオル、タオルケットそれぞれ1本とする。 ブルーシートについては1世帯1枚を基準とする。

安眠セット

区分	基準
配分基準	体育館等の避難所に、集団で多人数が数日にわたって避難を要する世帯。
配分数	原則として、被災者1人あたり1セットとする。

火災・風水害等による県内被災者への救援物資配分状況

(令和8年3月31日現在)

地区・分区名		罹災世帯数		見 舞 い 品							
		世帯 (戸)	人員 (人)	毛布	緊急セット	タオル	歯ブラシ	バスタオル	タオルケット	ブルーシート	安眠セット
長崎市地区		12	19	21	9	15	0	16	16	2	0
佐世保市地区		10	22	22	10	22	0	22	22	0	0
島原市地区		1	1	0	0	1	0	1	1	0	0
諫早市地区		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大村市地区		3	4	4	1	1	0	4	4	0	0
平戸市地区		4	10	4	5	0	0	10	10	4	0
松浦市地区		2	1	20	5	20	0	20	20	5	0
対馬市地区		1	2	2	2	2	0	2	2	1	2
壱岐市地区		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五島市地区		3	3	1	3	5	0	4	3	3	0
西海市地区		3	5	3	3	3	0	4	3	0	0
雲仙市地区		6	16	26	7	15	0	0	9	3	0
南島原市地区		4	9	9	4	9	7	9	9	0	0
西彼地区	長与町分区	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0
	時津町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東彼杵地区	東彼杵町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	川棚町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	波佐見町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北松浦地区	小値賀町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐々町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上五島地区	新上五島町分区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		50	94	112	50	93	7	92	99	19	2
内 訳	火 災	42	80	81	38	62	0	60	68	15	2
	大 雨	4	9	9	5	9	7	9	9	0	0
	そ の 他	4	5	22	7	22	0	23	22	4	0

(4) 臨時救護

県内の各地域で開催される公共的な集会や行事の際には事故、ケガ、急病人に備え主催者の要請に応じて長崎原爆病院または長崎原爆諫早病院から救護員を派遣しています。

各種公共的な催しに派遣した救護員の活動状況

(令和8年3月31日現在)

主 催	種 類	件 数	出動救護員	取扱患者数
県 市 町	スポーツ行事	0	0	0
	式・祭典行事	0	0	0
各 種 団 体	スポーツ行事	5	12	17
	式・祭典行事	10	33	65
合 計		15	45	82

(5) 防災セミナー、非常時の炊き出し訓練等の実施

県内の学校や団体、町内会等からの要請を受け職員や奉仕団員を派遣し、防災・減災に関する講話や炊飯袋を使った非常食炊き出し訓練等を実施しました。

No.	実 施 団 体	参加者数	実 施 内 容
1	波佐見町赤十字奉仕団	50	家具安全対策ゲーム
2	西海市社会福祉協議会	30	災害への備え
3	江迎町赤十字奉仕団	21	家具安全対策ゲーム
4	波佐見町教育委員会	90	家具安全対策ゲーム
5	五島市（岐宿）	300	ひなんじょたいけん
6	新百津地区町内会	16	災害への備え
7	大瀬戸町自治会	12	災害への備え、炊き出し
8	長崎地方気象台	75	防災啓発ビデオ、救援物資展示、救急法
9	五島市社会福祉協議会三井楽支所	47	災害への備え、おうちのキケン、ひなんじょたいけん
10	五島市	10	ひなんじょたいけん、炊き出し
11	東彼杵町	35	ひなんじょたいけん、炊き出し
12	東彼杵町社会福祉協議会	11	災害への備え、炊き出し、防災教育
13	長崎市	200	救援物資展示、防災パネル展示、災害用トイレ展示、救急法
14	日赤長崎県支部	22	家具安全対策ゲーム、救護資機材紹介
15	川棚町社会福祉協議会	96	災害への備え
16	日野保育園	20	防災教育、炊き出し
17	南島原市	300	活動紹介パネル展示、救護服着用体験
18	新上五島町赤十字奉仕団	16	家具安全対策ゲーム
19	新上五島町社会福祉協議会	78	災害図上訓練
20	㈱クラフティア	100	災害への備え
21	わんぱくハウス	36	災害への備え、家具安全対策ゲーム
22	壱岐市社会福祉協議会	79	ひなんじょたいけん
23	日赤長崎県支部	11	家具安全対策ゲーム
24	九州文化学園高等学校	46	災害への備え、災害エスノグラフィー、災害図上訓練、ひなんじょたいけん

(6) 看護師の養成

日本赤十字社では、地域に根ざした医療活動のほか災害救護活動や国際赤十字のネットワークの中で活躍できる赤十字看護師の養成を行っています。

平成13年に開学された日本赤十字九州国際看護大学（福岡県宗像市）は、全国で唯一「国際」の名が付く赤十字の看護師養成学校で、世界で活躍できる看護師の養成に力を入れています。

当支部では、今年度も大学在学中である長崎県出身の学生6名（令和8年3月現在）へ奨学金を貸与しています。平成17年に第1回生が卒業し、58名の看護師を養成しました。卒業後は長崎原爆病院及び長崎原爆諫早病院で活躍しています。



令和8年5月支部長あいさつ

(7) 救護装備・救援物資の整備状況

指定事業社資により災害救護装備、救援物資備蓄、血液事業・医療事業の設備や機器整備を実施してきましたが、地域の災害救護に対応するため、また、災害時の被災者救援対策の充実と赤十字事業の推進を図るため、救護装備品、災害救援車等を年次計画により配備しています。

今年度は、災害救援車を大村市地区に1台配備しました。



災害救援車引き渡し式

救護装備配備状況

<支部>

- ・救護班携行医療資機材 医薬品の補充・入れ替え
- ・災害救援車（支部トラック）安全運行装備

<地区・分区>

（令和8年3月31日現在）

地区別	災害救援車		非常食炊出し釜		天幕(ワンタッチテント)	
	7年度配備数	現有数	7年度配備数	現有数	7年度配備数	現有数
長崎市	0	2	0	1	0	1
佐世保市	0	0	0	2	0	0
島原市	0	1	0	2	0	1
諫早市	0	2	0	3	0	1
大村市	1	2	0	1	0	1
平戸市	0	5	0	1	0	1
松浦市	0	5	0	3	0	1
対馬市	0	7	0	2	0	1
壱岐市	0	4	0	2	0	1
五島市	0	7	0	2	0	1
西海市	0	5	0	2	0	1
雲仙市	0	2	0	2	0	1
南島原市	0	8	0	1	0	1
西彼	0	2	0	7	0	2
東彼杵	0	4	0	3	0	3
北松浦	0	2	0	2	0	1
上五島	0	5	0	2	0	1
合計	1	63	0	38	0	19

救援物資の備蓄在庫

(令和8年3月31日現在)

地区別	毛布 (枚)	緊急セット (個)	タオル (枚)	歯ブラシ (本)	バスタオル (枚)	タオルケット (枚)	ブルーシート (枚)	安眠セット (個)
長崎市	202	70	164	0	129	146	113	53
佐世保市	26	16	26	0	26	26	30	6
島原市	38	12	40	0	46	15	10	0
諫早市	80	28	67	26	72	73	25	0
大村市	453	17	15	0	11	9	27	0
平戸市	8	4	0	0	6	6	2	0
松浦市	194	19	23	0	34	22	23	0
対馬市	208	227	168	3	180	187	203	192
壱岐市	19	9	16	23	4	9	13	4
五島市	60	30	57	0	50	55	52	0
西海市	144	58	108	63	108	71	149	61
雲仙市	18	12	25	35	10	22	8	3
南島原市	28	21	20	6	31	25	25	23
長与町	12	9	17	2	11	11	20	0
時津町	67	7	16	0	47	102	10	12
東彼杵町	23	8	29	0	38	17	12	0
川棚町	10	2	8	5	5	9	5	0
波佐見町	47	13	44	0	44	44	14	22
小値賀町	2	1	5	0	12	12	4	0
佐々町	12	8	18	4	12	12	17	5
上五島	8	10	10	0	8	8	12	9
小計	1,659	581	876	167	884	881	774	390
支部	280	131	1,103	0	584	1,501	939	264
合計	1,939	712	1,979	167	1,468	2,382	1,713	654

3. 救急法・健康生活支援等の講習会

いざ！という時、すぐに役立つ知識と技術を

(1) 救 急 法

日常生活において、思いがけない事故や災害から自分自身を守るための知識・技術と、急病やケガをした傷病者に対する救命手当・応急手当の方法を普及しました。

新型コロナウイルス等の感染症に対しては、引き続き、手指消毒やマスク着用等の感染対策を十分に行い、支部主催の一般普及講習（救急法基礎講習および救急員養成講習）を計画どおり開催しました。

短期講習については、依頼者（学校や企業等）の協力を得ながら感染防止対策を徹底し、受講者および指導員の安全確保を最優先に対応しながら開催しました。



AEDを用いた心肺蘇生

（講習科目及び時間）

講習区分	講習科目	標準講習時間
救急法基礎講習	1. 赤十字救急法について 2. 手当の基本 3. 一次救命処置（BLS） (心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック、気道異物除去)	4時間
救急法救急員養成講習	1. 赤十字救急法救急員について 2. 急病 3. けが 4. 止血 5. きずの手当 6. 骨折の手当 7. 搬送 8. 救護	10時間
救急法短期講習	救急法基礎講習及び救急法救急員養成講習の内容の一部	適宜

◎救急法基礎講習会

地区名	回数	受講者数	認定者数
長崎市	12	269	269
佐世保市	2	24	24
島原市	1	9	9
合計	15	302	302

◎救急法救急員養成講習会

地区名	回数	受講者数	認定者数
長崎市	7	196	195
佐世保市	2	16	16
合計	9	212	211

◎救急法短期講習会

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	39	1,552	大村市	11	418	東彼杵町	1	51
佐世保市	5	221	西海市	3	140	川棚町	1	22
島原市	1	45	南島原市	1	30	波佐見町	1	132
諫早市	8	482	時津町	4	88	合計	75	3,181

(2) 健康生活支援講習

超高齢社会の中、誰もが迎える高齢期の理解を深め、健やかに過ごすために必要な知識を学ぶことや、要介護高齢者の自立に向けた介護に必要な知識と技術を身につけることを目的に講習を開催しています。また、受託事業としての介護職員初任者・実務者研修を実施し、生活援助技術や医療的ケアについて指導を行いました。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症に対し、引き続き感染対策を十分に行いながら講習を開催しました。

コロナ禍で実施していましたオンライン講習は、その利便性を活かし、離島や遠隔地の講習については工夫を重ね継続しています。



転倒予防の体操



車椅子への移乗介助

(講習科目及び時間)

講習区分	講習科目	講習時間
健康生活支援講習 支援員養成講習	<ol style="list-style-type: none"> 1. 赤十字健康生活支援講習について 2. 高齢期の健康と安全 <ol style="list-style-type: none"> 1) 健やかな高齢期を迎えるために 2) 高齢者に起こりやすい病気や事故の予防 3. 自立した生活を続けるために <ol style="list-style-type: none"> 1) 自立した生活をめざすために 2) 自らからだを動かす 3) 食事 4) 排泄 5) 清潔 4. 地域における支援活動 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域包括ケアシステムから地域共生社会へ 2) 支援活動にあたって 3) 認知症の人を地域で支えるやさしいまちづくりをめざして 	9時間
健康生活支援講習 短期講習	健康生活支援講習支援員養成講習の科目の一部	適宜
高齢者の避難生活支援講習 (健康生活支援講習短期講習)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害への備え 2. 避難生活 3. 高齢者の避難生活と支援 4. 知って役立つ技術 5. 避難生活における支援にあたって 	1.5時間

◎健康生活支援講習支援員養成講習会

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	2	6	5
諫早市	1	2	2
合計	3	8	7

◎健康生活支援講習短期講習会

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	32	976	壱岐市	1	35
佐世保市	1	16	長与町	2	38
平戸市	2	53	時津町	1	17
五島市	1	2	新上五島町	1	35
			合計	42	1,172

◎避難生活支援講習（健康生活支援講習短期講習会）

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	2	45	壱岐市	4	164
佐世保市	1	9	新上五島町	2	108
時津町	1	36	合計	7	362

◎介護職員初任者研修会 ※受託事業

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	1	17	対馬市	3	69
			合計	4	86

*対馬市は1回Web開催

◎介護職員実務者研修会 ※受託事業

地区名	回数	受講者数
長崎市	22	484
合計	22	484

(3) 幼児安全法

急速に進む少子化の中で、子どもを社会全体で育むうえで、子どもの命を守るために必要な接し方や、事故の予防、手当・看病の方法を身につけることを目的に講習を開催しています。また、行政や自治会等の子育て支援事業と協働し、赤十字幼児安全法の普及に努めました。

未就学児の保護者や離島地域、幼稚園・保育園の職員を対象とした講習依頼も多く、地域の子育て支援に協力しています。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に対し、引き続き感染対策を十分に行い、講習も予定通り開催し、本年度は五島市においても支援員養成講習を実施しました。短期講習においては、依頼者（学校や企業等）の協力を得ながら、受講者および指導員の安全確保を最優先に考えながら開催しました。



乳幼児の心肺蘇生法

(講習科目及び時間)

講習区分	講習科目	講習時間
幼児安全法支援員養成講習	1. 赤十字幼児安全法について 2. 子どもの成長発達と事故予防 3. 子どもの応急手当 4. 子どもの病気と看病のしかた 5. 地域の子育て支援 (災害時乳幼児支援含む) (別冊) 1. 乳幼児の一次救命処置 2. 手当の基本 3. 乳幼児の一次救命処置の手順	10時間
幼児安全法短期講習	幼児安全法支援員養成講習の科目の一部	適宜

◎幼児安全法支援員養成講習会

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	3	19	19
諫早市	1	1	1
五島市	2	30	30
合計	6	50	50

◎幼児安全法短期講習会

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	18	471	西海市	1	6
佐世保市	5	52	雲仙市	1	16
諫早市	4	43	長与町	6	264
大村市	10	256	時津町	6	66
平戸市	1	5	東彼杵町	1	32
対馬市	1	4	波佐見町	1	20
壱岐市	2	22	松浦市	1	15
五島市	1	30	合計	59	1,302

*対馬市は1回Web開催

◎避難生活支援講習(幼児安全法短期講習会)

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
諫早市	1	5	新上五島町	1	23
五島市	1	302	合計	3	330

◎幼児安全法指導員養成講習

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	1	6	6
合計	1	6	6

(4) 水上安全法

長崎県は海岸線が長く、常に水難事故発生の危険性が高いことから、事故を未然に防止するため、「泳ぎの基本」「溺れている人の救助」等、また、自分自身の安全を守るための知識と技術を普及しています。

新型コロナウイルス等の感染症に対しては、引き続き、手指消毒やマスク着用等の感染対策を十分に行之、支部主催の一般普及講習（水上安全法救助員Ⅰ養成講習および救助員Ⅱ養成講習）を開催しました。

短期講習については、依頼者（学校や企業等）の協力を得ながら感染防止対策を徹底し、受講者および指導員の安全確保を最優先に対応しながら開催しました。



溺者の救助法

（講習科目及び時間）

講習区分	講習科目	標準講習時間
水上安全法救助員養成講習	1. 赤十字水上安全法について 2. 水の活用と事故防止 3. 安全な水泳と自己保全 4. 安全管理と監視 5. 救助 6. 応急手当 ※その他（海、河川等における必要科目）	14時間 （海等における講習は、別に12時間）
水上安全法短期講習会	救急法基礎講習及び水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ養成講習の内容の一部	適宜

◎水上安全法救助員養成講習会（Ⅰ：プール）

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	1	5	5
合計	1	5	5

◎水上安全法救助員養成講習会（Ⅱ：海）

地区名	回数	受講者数	養成者数
長崎市	1	7	7
合計	1	7	7

◎水上安全法短期講習会

地区名	回数	受講者数	地区名	回数	受講者数
長崎市	12	434	大村市	3	129
佐世保市	4	87	西海市	2	25
諫早市	4	445	時津町	1	12
島原市	1	7	合計	27	1,139

4. 社会活動

(1) 赤十字奉仕団



信 条

- 1 すべての人々の幸せを願い、陰の力となって人々に奉仕する。
- 1 常にくふうして人々のために、よりよい奉仕ができるように努める。
- 1 身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで世界の平和につくす。

赤十字基本原則の重要項目の一つが「奉仕」です。奉仕とは、世界中の赤十字に一貫する最も大切な理念であり、最も身近に実践できるものでもあります。

赤十字奉仕団は、この奉仕の精神に基づき“赤十字のボランティア活動を通じて地域社会を住みよくしよう”という気持ちをもつ人々の集まりで、年齢や性別を問わず誰でも参加することができます。

その活動は、活動資金の募集や災害救護活動、赤十字病院での活動、青少年赤十字に関わる活動、各種講習会での指導、各種イベントへの参加など広範な分野に及びます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害の義援金募集に際し、今年度も引き続き街頭募金活動や支部内での募金受付を行いました。

ア 地域奉仕団

県内における奉仕団活動が円滑かつ効果的に行われるように、一定の区域を単位として組織されるのが地域奉仕団です。

本県の地域奉仕団は、長崎県地域婦人団体連絡協議会に担っていただいております。23団、2,991名（R8.3/31現在）が登録しています。地域における赤十字事業の推進者として、赤十字思想の普及や会員の募集、献血の推進、国際救援など幅広くボランティア活動を実施しています。

また、毎年、県や市の防災訓練への参加をはじめ、子育て支援や地域高齢者生活支援、地域の児童・生徒への防災教育（非常食炊出し）など様々な活動を、日赤長崎県支部の各地区・分区や特殊奉仕団との連携のもとに行っています。



赤十字奉仕団による炊出し
（諫早市総合防災訓練）



赤十字奉仕団による子育て支援
（佐世保市江迎町）

イ 特殊奉仕団

本県では、無線(105名)、看護(11名)、救急法(24名)、水上安全法(23名)、青少年赤十字賛助(22名)、芸能(16名)、隊友会(50名)の合計7つの特殊奉仕団251名(R8.3/31現在)が活躍しています。その他の特殊奉仕団として、日赤本社が直轄する赤十字飛行隊長崎支隊があります。



新任教員に防災教育の授業方法を指導する
青少年赤十字賛助奉仕団



イベントにおいて心肺蘇生の説明をする
救急法奉仕団

ウ 青年奉仕団・赤十字ユースボランティア

青年奉仕団は、将来の担い手として明日の赤十字を築く青年や学生で構成されるボランティアグループです。現在は、長崎純心大学と長崎大学の学生を中心に結成され、本社の研修や会議への参加をはじめ、幼稚園や保育園での防災セミナー、献血の呼びかけ等、支部と連携を取りながら活動しています。

また、大学生などの若年層が所属する個人登録型の赤十字ユースボランティアが支部行事のスタッフとして活動しています。



防災セミナーの指導方法を学ぶ青年奉仕団員



献血について学ぶ青年奉仕団員

本社主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
赤十字奉仕団中央委員会	東京都 (日赤本社)	7/3~4	長崎県赤十字奉仕団支部委員会 委員長 兒玉 涼子
赤十字ボランティア・ リーダー研修会	東京都 (日赤本社)	8/23~25	長崎県赤十字水上安全奉仕団 副委員長 早川 隆太

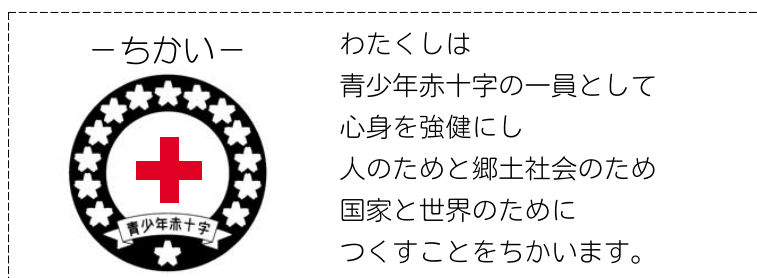
ブロック主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
青年赤十字奉仕団 第6ブロック協議会	長崎県	11/22~23	長崎県青年赤十字奉仕団
九州ブロック赤十字奉仕団 委員長 長 会 議	Web開催 (主催：長崎県)	1/22	長崎県赤十字奉仕団支部委員会 委員長 兒玉 涼子

支部主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
常備救護班要員研修会	長崎市	6/7~8	長崎県赤十字無線奉仕団 隊友会佐世保赤十字奉仕団
赤十字水上安全フェスティバル	長崎市	6/15	長崎県赤十字水上安全奉仕団 長崎県看護赤十字奉仕団 長崎県救急法赤十字奉仕団 長崎県赤十字芸能奉仕団 長崎県赤十字無線奉仕団 長崎県青年赤十字奉仕団
赤十字ボランティア 基礎研修会	波佐見町	4/13	波佐見町赤十字奉仕団
	佐世保市	5/31	佐世保市江迎町赤十字奉仕団
	新上五島町	11/15	新上五島町赤十字奉仕団
	長崎市	12/16	長崎市赤十字奉仕団
海外たすけあい街頭募金	県内各地 *支部合同街頭募金 (長崎市・佐世保市)	12/7 12/14	長崎県地域赤十字奉仕団 長崎県赤十字無線奉仕団 長崎県看護赤十字奉仕団 長崎県救急法赤十字奉仕団 長崎県赤十字水上安全奉仕団 長崎県青少年赤十字賛助奉仕団 長崎県赤十字芸能奉仕団 長崎県青年赤十字奉仕団

(2) 青少年赤十字



青少年赤十字は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の心を少年時代から養い、「気づき、考え、実行する」習慣を身につけさせて、将来「世界の平和と人類の福祉」に貢献できる人間を育成することを目的としています。

青少年赤十字は、学校内に組織されるグループで、他の青少年団体にはない特質をもっており、当支部は活動の推進を図るため教材・資料等を提供し、加盟校の活動の活性化に取り組むとともに、賛助奉仕団等と連携して、加盟促進にも努めております。

青少年赤十字加盟状況

(令和8年3月31日現在)

校 種	校 (園) 数	校 種	校 (園) 数
幼稚園・保育園 園・こども園	40	高 校	18
		特別支援学校	1
小 学 校	179		
中 学 校	84	合 計	322

本社主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
青少年赤十字リーダーシップ・ トレーニング・センター 指導者養成講習会	東京都 (国立オリンピック記念 青少年総合センター)	5/30～6/1	長崎市立諏訪小学校 教諭 山口 央 長崎市立大浦小学校 教諭 山岡 愛
青少年赤十字全国指導者 協議会総会・研修会	東京都 (日赤本社)	7/4	長崎市立大浦小学校 校長 中尾 善蔵
青少年赤十字研究会 (指導主事対象)	東京都 (日赤本社)	8/6	長崎市教育委員会 指導主事 山崎 貴之
青少年赤十字 スタディー・センター	山梨県 (山中湖村東照館)	R8.3/22 ～3/26	高校生メンバー 0名 ※学校行事のため参加なし

ブロック主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
九州ブロック青少年赤十字 指導者養成講習会	熊本市	8/18~19	長崎市立大浦小学校 教諭 三谷 華蓮

支部主催行事

種 別	開 催 地	期 間	参 加 者
長 崎 県 青 少 年 赤 十 字 指 導 者 協 議 会 総 会	長崎県支部 及び加盟校 (ハイブリッド式)	5/8	加盟校指導者 指導者協議会役員 関係支部職員
長崎県青少年赤十字リーダーシップ・ トレーニング・センター	国立諫早 青少年自然の家	8/5~6	加盟校 小学生 43名 中学生 23名 高校生 14名 スタッフ・役員 31名
長崎県青少年赤十字指導者養成講習会	五 島 市	8/19	加盟校指導者 11名
	東彼杵町	8/22	加盟校指導者 35名
離島青少年赤十字リーダーシップ・ トレーニング・センター	五島市立 福江小学校	8/20	加盟校 小学生 5名 中学生 3名 スタッフ・役員 8名
海 外 た す け あ い オ ー プ ニ ン グ ・ セ レ モ ニ ー	NHK 長崎放送局	12/1	長崎市立西坂小学校 児童メンバー 15名 指導者 3名
海 外 た す け あ い 街 頭 募 金	県内各地 *支部合同街頭募金 (長崎市・佐世保市)	12/7・14	高校生メンバー 37名 指導者 6名
長崎県青少年赤十字指導者研究会	長崎県支部	R8.2/10	加盟校指導者 29名 賛助奉仕団員 7名 関係支部職員 4名



福祉教育の授業（高齢者疑似体験）



青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター

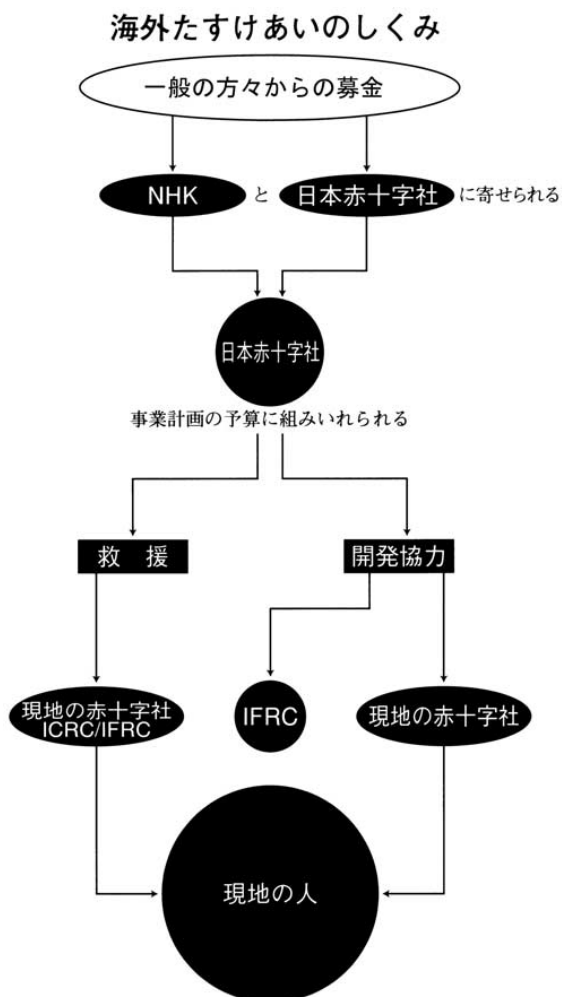
5. 国際活動

日本赤十字社は、紛争や災害で苦しむ人々を救うために、国際赤十字の一員として世界にまたがる赤十字のネットワークと連携して、医療救援や衣食住の支援など様々な国際活動を行っています。

紛争や災害で被害を受けた人々の緊急的な支援を行う国際救援とともに被害を受けた人々が元の生活を取り戻すための復興支援にも取り組んでいます。紛争や災害で離れ離れになってしまった人々が再会できるための安否調査も行っています。

また、こうした国際活動を担うスタッフを常時確保しておくため、人材養成にも積極的に取り組んでいます。この活動には「海外たすけあい」による募金や随時寄せられる海外救援金が大きな財源となっています。

(1) 第43回NHK海外たすけあいキャンペーン



令和7年12月1日(月)から12月25日(木)までの間、「NHK海外たすけあい」キャンペーンをNHK（日本放送協会）と日本赤十字社共催で、世界各地で多発する自然災害や紛争等による犠牲者の緊急救援及び発展途上国の赤十字社が行う保健衛生、災害対策事業等の開発協力を行うことを目的に募金の募集を実施したところ、県民の皆様から5,564,403円の寄託がありました。

募集期間終了後、本社に送金し、国際救援並びに開発協力事業に充当されました。



JRCメンバーによる街頭募金活動

長崎県における受入状況

年度	件数	金額(円)
R7	649	5,564,403
R6	585	4,867,800
R5	376	4,158,911

(2) 国際救援

● 日本赤十字社による最近の主な緊急救援・復興支援実施事業

事業名	実施年	主な実施事業
バングラデシュ南部避難民救援	平成29年～	医療チーム派遣等の緊急支援から母子保健を含む診療サービスや避難民ボランティアによる地域活動、こころのケア等中長期支援
中東人道危機救援	平成23年～	日本人医療者による医療技術支援や診療所の衛生環境整備等、シリア難民・パレスチナ難民や受け入れコミュニティへの支援
ウクライナ人道危機	令和4年～	ウクライナ及び周辺国において資金援助、薬剤師、こころのケア要員、理学療法士等の派遣、救急車及び医療資機材の供与等
トルコ・シリア地震救援	令和5年2月～	食事の提供、巡回診療や水・現金の給付、病院への搬送支援、日赤からシリアへ連盟保健医療コーディネータの派遣等
イスラエル・ガザ人道危機救援	令和5年10月～	イスラエル・ガザ地区内での救急搬送や治療、物資配布、献血、避難民へのこころのケア、野外病院への日赤資機材の寄贈等
台湾東部沖地震救援	令和6年4月～	見舞金の給付、家庭用品の配布、教育補助金の提供、防災訓練の実施、救護活動のための車両・通信設備の整備等
ミャンマー地震救援	令和7年4月～	緊急救援物資の配付、医療チーム派遣等の緊急救援から、現金給付支援等の中長期支援

(3) 開発協力

● 日本赤十字社による最近の主な長期的人道支援ニーズへの取り組み

事業名	実施年	内容
ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業（第2期）	令和7年～	地域住民による共同貯蓄、家畜の配布、家庭菜園及び栄養指導、奨学金、給水設備やトイレの整備、ボランティアによる保健・衛生改善の啓発
アフガニスタン気候変動対策事業（第2期）	令和7年～	学校での衛生教育、地域・学校での防災及び防災キット配布、干ばつに強い植物の栽培及び収入源確保、女性の収入向上のための職業訓練、帰還民等の生計回復に向けた起業支援
インドネシア防災強化事業	令和6年～	災害リスクの高い地域での早期警報訓練、防災啓発のための家庭訪問、教員向け防災教育指導要領策定・配布、防災授業指導研修と受講した教員による生徒向け防災授業
モンゴル保健支援事業	令和6年～	救急法講習の強化、精神保健・心理社会的支援の研修カリキュラムの策定、及び寒波・冷害への対応を見据えたこころのケア活動の拡充
ジブチ気候変動対応事業（新規）	令和7年～	学校での気候変動に関するクラブ活動や教育、地域の環境保全活動や貯水タンク・家庭菜園・調理ストーブ等の導入
I F R C を通じた支援	毎年実施	I F R C を通じた保健・衛生、気候変動、災害対応、ユース等、幅広い活動への支援、各国赤十字・赤新月社の組織強化、および連盟が実施する地域会議・研修への支援



アフガニスタン赤新月社による収入創出プログラムの支援を受け裁縫で生計を立てるアフガニスタンの女性 (©IFRC)



日本赤十字社の防災教育を体験するジブチの中学生

(4) 国際交流

「上海市紅十字会との友好交流事業」

9月15～18日に、上海市紅十字会（中国紅十字会上海市分会）の職員と大学生ボランティアが長崎県支部を訪問し、当支部及び長崎県青年赤十字奉仕団と交流を行いました。

日本赤十字社長崎県支部と上海市紅十字会は、平成15年に「友好交流に関する合意書」を締結し、相互訪問による交流を行っており、平成29年度以降は国際情勢や新型コロナウイルス感染症により中止を余儀なくされておりました。

8年振りとなる今回は若い世代の交流を中心とし、上海市紅十字会大学生ボランティアと本県青年赤十字奉仕団が活動紹介や防災教育、救急法体験を通して国際的な理解と友情を育むと同時に、今後の活動や赤十字の推進について考える良い機会となりました。



防災教育体験



新聞紙を使ったレクリエーション



集合写真

「大韓赤十字社 R C Y (大学生ボランティア) との友好交流会」

令和8年3月19～20日に、大韓赤十字社の職員と大学生ボランティアが長崎県を訪問し、長崎県青年赤十字奉仕団と交流会を行いました。

大韓赤十字社の訪問団が韓国人原爆被爆者支援事業の一環で長崎市を訪れた際に、帯同の R C Y (大学生ボランティア) と長崎県青年赤十字奉仕団との友好交流の機会を得て、長崎市内のホテルにてボランティア活動紹介や地域文化等の交流会、献血ルーム視察等を行いました。

国や文化、言語は違うものの、地域社会や福祉への貢献等、同世代のボランティアの仲間が集まり国際的な友情を育むと同時に、今後の活動発展について考える良い機会となりました。



韓赤 R C Y 活動発表



長崎市浜の町で献血広報体験

6. 医療事業

日本赤十字社長崎原爆病院

(1) 病院の沿革

長崎原爆病院は、長崎・広島両市が原子爆弾により、人類史上未曾有の大惨禍を被り、今なおその後遺症に悩み続ける被爆者の治療と健康管理を目的として、昭和33年に長崎市が開設し、昭和44年に日本赤十字社へ移管されました。

その後、医療需要の増大や医学の進歩と、被爆患者の高齢化に伴う疾病の多様化等に対処すべく、昭和57年12月に現在地に新築移転により、設備・機能が充実されたうえに、交通の便が良くなったことから医療環境は大いに改善されました。しかし、施設も移転後30年以上が経過し、老朽化の兆しが見えるなか、現在地で新病院を建設することとし、平成30年5月に開院しました。

当院をめぐる沿革としては、平成14年12月に長崎県地域がん診療連携拠点病院に指定され、医療従事者を対象とした講演会や市民の方々を対象としたがんフォーラムの開催、がん対象のセカンドオピニオン対応、がん登録事業等を実施。平成15年には韓国での被爆者医療が縁となり、大韓赤十字社の大邱赤十字病院と姉妹病院の提携。平成16年には、臨床研修指定病院としての指定を受け、研修医の育成に積極的に努めています。平成18年からはDPC対象病院としての指定を受け、平成19年には、7対1看護配置基準を導入し、平成21年1月から電子カルテシステムを稼働。平成21年11月には、医療施設間で患者の診療録を患者の同意を前提として閲覧できる長崎地域医療連携ネットワーク「あじさいネット」に登録しています。平成22年には、ハイケアユニット（HCU）を設置したほか、高精度の放射線治療装置（リニアック）を更新。平成23年4月より医薬分業を推進する国の方針に沿って、院外処方へ移行。平成25年度末にPET-CTを導入し、地域がん診療連携拠点病院としての診療体制の充実強化を図ったところであり、平成26年10月から地域包括ケア病棟（1病棟39床）を設置。平成31年1月に地域医療支援病院に承認、令和2年3月には地域災害拠点病院に指定されました。また、令和5年12月に手術支援ロボットを導入し、令和6年3月には病院機能評価（一般病院2 3rdG:Ver3.0）の認定を受けております。急速に変化する医療情勢に対応しながら、赤十字の使命、被爆者医療への使命を果たし、地域の中核病院として、急性期医療の重要な役割を果たしてきました。

(2) 患者数等実績

診療実績

◎入院・外来

科別		年度	R4年度 人	R5年度 人	R6年度 人	R7年度 人	開設以来の 合計 人
内科	入院		54,740	59,331	62,204	63,716	3,582,909
	外来		50,219	49,568	50,761	52,282	4,073,875
小児科	入院						276,687
	外来						533,694
外科	入院		10,711	10,584	10,488	9,540	950,340
	外来		13,648	13,091	12,597	12,101	796,205
整形外科	入院		11,652	10,277	9,874	9,801	1,119,370
	外来		6,568	5,467	4,953	4,796	1,737,969
形成外科	入院		963	1,334	1,259	1,523	9,236
	外来		1,174	1,442	1,385	1,570	9,548
皮膚科	入院		1,276	1,411	993	877	84,678
	外来		7,265	6,596	5,646	5,614	743,780
泌尿器科	入院		6,497	6,669	6,024	6,724	444,030
	外来		9,954	9,751	9,780	10,275	565,971
婦人科	入院		0	0	0	195	792,753
	外来		1,913	1,553	1,352	2,164	880,251
眼科	入院		1,456	1,543	1,500	1,275	153,333
	外来		10,261	9,600	8,511	8,595	1,211,872
耳鼻咽喉科	入院		2,787	3,893	4,154	4,432	123,191
	外来		5,921	7,039	7,672	8,075	675,420
放射線科	入院		319	197	4	0	2,183
	外来		5,152	6,058	5,733	5,454	359,234
麻酔科	入院						0
	外来				834	1,363	2,197
緩和ケア内科	入院		463	3,233	4,696	4,947	14,546
	外来		930	1,311	1,028	1,002	7,474
歯科口腔外科	入院						0
	外来		2,799	4,878	4,836	5,288	37,397
合計	入院		90,864	98,472	101,196	103,030	7,553,256
	外来		115,804	116,354	115,088	118,579	11,634,887

◎健診等

科別		年度	R4年度 人	R5年度 人	R6年度 人	R7年度 人	開設以来の 合計 人
健診センター	外来		3,923	4,217	4,429	4,382	102,939
居宅介護	外来		1,885	2,114	2,321	3,145	37,000
原爆健診	一般検査		3	3	6	2	94,008
	精密検査		0	0	0	0	92,085
合計			5,811	6,334	6,756	7,529	326,032

職員構成

(令和8年3月31日現在)

医師 (非常勤含む 研修医含む)	薬剤師	その他の 医療従事者	看護師	看護助手	医療社会 事業司	事務職員	その他	合計
人 95	人 18	人 98	人 366	人 53	人 7	人 124	人 47	人 808

(3) がん医療

平成14年12月に地域がん診療連携拠点病院に指定されました。長崎医療圏を中心とした周辺地域のがん診療の中心拠点としての重責を担い、がん診療に対して積極的に活動を行っています。

当院で対応している主な疾患は、呼吸器系がん（肺がん等）、消化器系がん（食道がん、胃がん、肝臓がん、胆道がん、膵臓がん、大腸がん）、血液がん（白血病、悪性リンパ腫、骨髄異形成症候群等）、泌尿器系がん（前立腺がん、腎臓がん、膀胱がん）、乳がんとなっており、手術、薬物療法、放射線治療を実施しています。先進的な医療機器（内視鏡下手術支援ロボット）を活用して、低侵襲の手術を推進しています。IMRT（強度変調放射線治療）や定位放射線治療などにより高精度な放射線治療も実施しています。

入院におけるがん患者数では、肺がん、血液がんが県内医療機関でトップクラスに多く、その他のがん患者を合わせた100床あたりの患者数は、県内で最も多くなっています。

また、がんの早期診断にも力を注いでおり、PET-CTによる検診も多く受け入れています。

緩和ケア病棟も備え、苦痛の緩和に取り組み、訪問看護ステーションとも連携しながら、患者さんやご家族の希望を尊重した療養生活をしていただくことを目指しています。

このように、検査・診断から手術、薬物療法、放射線治療、緩和ケアとがん診療に対するトータルケアを実施しています。

(4) 救急医療

平成12年2月より救急告示病院の認定を受け、第二次救急医療機関として、高齢者救急をはじめ地域で発生する救急患者の初期診療と入院治療を主に担っています。

二次救急医療体制の病院群輪番制病院の当番日では、医師6名（内科系1名、外科系1名、研修医4名）の体制で行っており、交通事故等による外傷者や、高齢者等の急性期疾患を1日平均37.9人、多い日は70人以上の患者を積極的に受け入れています。令和7年度の救急自動車搬入患者数は、2,706人に上ります。

(5) 災害医療

地域災害拠点病院として、災害時に地域の拠点となって多数の傷病者を受け入れることが出来るよう、耐震性の確保や医薬品の備蓄、自家発電装置といった「災害時の病院機能の維持」に向けた備えを行っており、長崎県知事から指定されています。

昨年度は、地域住民の方や看護学生へも協力いただき、大地震を想定した傷病者受け入れ訓練（大規模災害訓練）を実施しました。

災害救護については、赤十字の重要な活動の一つです。当院では災害が発生した時に迅速に対応できるように、多職種で日赤救護班研修や日赤こころのケア研修を受講し、日赤常備救護班5班、DMAT1班、原子力災害派遣チームを設置しています。日赤災害医療コーディネーターチームや日赤原子力災害医療アドバイザーとして多くの職員が本社から任命されています。

また、救護所の設営、器具の取扱いなどを普段から学べ、万一の災害に備えて全職員が災害救護に必要な教育、訓練を実施しています。

(6) 新興感染症

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、令和5年に感染症法上、第5類に分類されたものの、令和7年度秋頃までは多くの患者を受け入れ、入院・治療を行っていました。その後は、新型コロナウイルス感染症患者の入院は激減しています。

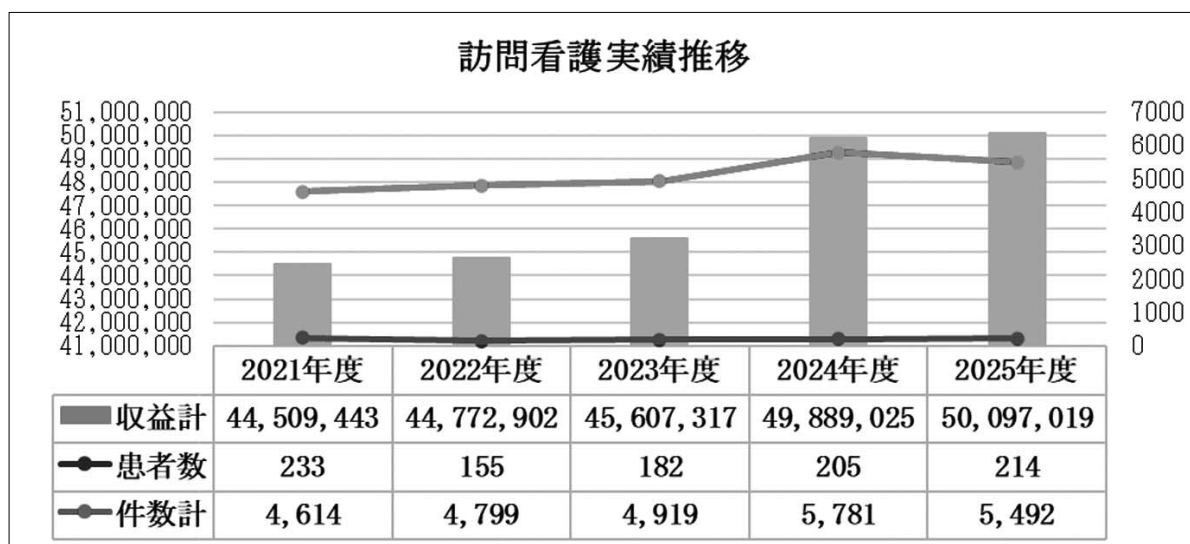
保健所及び医師会と連携し、他院と合同で年に4回程度、院内感染対策に関するカンファレンスを行い、このうちの1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施しています。

新型コロナウイルス感染症受入れ

令和7年度の実績 新規入院患者数 58名 院内発生入院患者数 34名

(7) 訪問看護の実績

在宅生活に関わる全ての支援者（医師、薬剤師、ケアマネジャー、訪問介護、行政など）との連携はもとより、当院の患者のみならず地域の医療機関とも連携を図り、ご本人やご家族が安心した在宅生活を送れるよう支援しています。令和7年度は34施設の地域医療機関と連携、院外からの紹介率は31%にも上昇し地域に根差した訪問看護事業所として認識されています。また、全国赤十字施設の訪問看護ステーションの中でも、看護師一人当たりの訪問看護件数、医療保険で介入する新規利用者（末期の悪性腫瘍）の数はトップとなっています。



令和7年度訪問看護実績状況

訪問看護件数： 5,492件（前年度比289件減）

訪問患者数： 214名（前年度比9名増、悪性疾患割合76%）

在宅看取り数： 28名（前年度比11名減）

(8) 医療従事者の確保等

ロボット支援手術のために長崎大学からの派遣により泌尿器科、消化器外科に続き、呼吸器外科のロボット支援手術が可能となりました。

研修医については、募集定員8名に対する定員充足率（マッチ率）100%のフルマッチとなっており、医師の育成にも努めています。

その他の医療従事者については、薬剤師、看護師、臨床検査技師等の医療技術者養成機関の学生を積極的に受け入れています。

(9) 質の高い医療の提供

医療の質向上の取り組みとして、以下の取り組みを実施しています。

病院は、安心、安全な質の高い医療サービスを提供するために、常に改善活動を推進することが求められています。質の高い医療を効率的に提供するためには、病院の自己改善が最も重要ですが、より効果的な取り組みとするためには、第三者による評価が必要です。当院では、公益財団法人日本医療機能評価機構による「患者さんの視点に立って良質な医療を提供するために必要な組織体制」や、「実際に医療を提供するプロセス」、「病院全体の管理・運営体制」など、約90項目による審査を受け、令和6年3月に認定を受けています。

この評価結果で明らかになった課題に対し、改善に取り組むことで、安心・安全、信頼と納得の得られる医療サービスを提供し、日々、努力を続けている病院であります。

(10) 医療従事者の負担軽減

医療従事者の負担軽減対策として、効率的な医療提供を実現するため、他職種へのタスクシフト、タスクシェアを積極的に実施しています。勤怠管理システムはすでに導入済みで職員の勤務時間を適切に把握しています。

また、医療DXとして、CT、MRIの読影結果、病理検査の結果記録の未読チェックの自動化を実施しています。確認者の負担軽減に繋がっています。

その他、RPA（Robotic Process Automation）の導入により、事務作業の自動化を進めています。令和8年5月1日より新電子カルテへ変更するため、効率的かつ効果的な使用が可能となるよう鋭意準備を進めており、同時に新たな医療DXの導入を検討しています。

(11) 地域医療ニーズへの対応

長崎原爆病院は、長崎市民はもとより、全国の被爆者の専門病院として被爆医療に専念し、地域医療の中核的役割を担うとともに、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、並びに地域災害拠点病院として広く貢献できるように努力しています。

ア 特殊診療の実施

- | | | | |
|-------------|---------|--------------|------------|
| (ア) 糖尿病専門外来 | 週4回 | (オ) 心臓血管外科外来 | 月3回〈午前〉 |
| (イ) ストーマ外来 | 週1回〈午前〉 | (カ) 禁煙外来 | 健診センター〈随時〉 |
| (ウ) 緩和ケア外来 | 週4回〈午前〉 | (キ) 頭痛外来 | 週1回〈午後〉 |
| (エ) リウマチ外来 | 週1回〈午後〉 | | |

イ 医療保険等社会活動〈令和7年度〉

- (ア) 被爆者一般健康診断〈10名〉（1種・2世を含む）
- (イ) 被爆者癌検診〈11名〉 ・肺癌・胃癌・大腸癌・子宮癌・乳癌・多発性骨髄腫
- (ウ) 一般癌検診 （子宮癌検診 随時〈午前〉・乳癌健診 随時）
- (エ) 生活習慣病予防健診〈1,983名〉
- (オ) 企業体健診〈2,219名〉
- (カ) 長崎市の健康診断 ～基本健康診査・癌検診〈407名〉
- (キ) 個人ドック〈180名〉

ウ 健康で明るい家庭、社会づくり活動〈令和7年度〉

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (ア) 糖尿病教室 〈月3～5回〉 | (オ) 心房細動教室 〈隔月1回〉 |
| (イ) 高血圧教室 〈隔月1回〉 | (カ) 在宅介護相談 〈随時〉 |
| (ウ) 動脈硬化教室 〈隔月1回〉 | (キ) 健康生活支援講習 〈不定期〉 |
| (エ) 心不全教室 〈隔月1回〉 | (ク) その他 |

患者会の支援

- * ふれあいサロン：がん患者と家族の会（月1回）

(12) 患者慰問

「被爆地 長崎」に対する人々の関心は非常に高く、例年多くの団体様が慰問に訪れてくださっています。

また、例年、ANAグループより「すずらん」や他の団体様よりお花の寄贈をいただき患者さんや職員の心の癒しとなっております。

令和7年度慰問実績

- 7月31日(木) 長崎市長、長崎市議会議長
- 8月7日(木) 平和環境岩手県センター、日本生協連
- 8月8日(金) 衆議院議長、日本共産党長崎県議会、原水爆禁止世界大会神奈川代表団、
広島市長（代行）、広島市議会議長、広島市民代表
- 8月19日(火) 生活協同組合コープこうべ

(13) 国際協力

① 在外被爆者健康診断・健康相談事業医師等派遣

ア) 第37回在韓被爆者健康相談等事業

期 日：令和7年7月6日(日)～7月10日(木)

派遣医師：2名（呼吸器内科医師 緒方凌、研修医師 本田志保）

場 所：馬山（韓国）

イ) 第38回在韓被爆者健康相談等事業

期 日：令和7年11月3日(月・祝)～11月6日(木)

派遣医師：2名（泌尿器科医師 渡邊新太、研修医師 西井瑛亮）

場 所：光州、済州、大田（韓国）

② 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM）

ア) 台湾医師受入研修（病院視察）

期 日：令和7年6月27日(金)

イ) ウクライナ医師受入研修（病院視察）

期 日：令和7年7月15日(火)

ウ) 令和7年度 第1回韓国医師受入研修（施設訪問）

期 日：令和7年10月29日(水)

工) 令和7年度 第2回韓国医師受入研修(施設訪問)

期 日: 令和8年1月21日(水)

オ) ブラジル医師専門研修

期 日: 令和8年1月29日(木)~2月3日(火)

③ 赤十字国際救援

Bangladesh南部避難民保健医療支援事業(二国間)

期 日: 令和7年8月5日(火)~令和8年7月15日(水)【予定】

派遣看護師: 山田 千恵子

派遣場所: Bangladesh人民共和国 コックスバザール等

業務内容: 精神保健・心理社会的支援要員

日本赤十字社長崎原爆諫早病院

(1) 病院の沿革

日本赤十字社長崎原爆諫早病院は、被爆者援護法健康診断特例対象地域の拡大に伴い、県央・県南地域の被爆者医療および地域医療の充実を図るため、旧長崎県立成人病センター多良見病院の経営委譲を受け、平成17年4月に開設されました。長崎県央・県南地域における原爆被爆者の診療および健康管理を担うとともに、二次救急輪番病院・結核措置入院施設としての役割を果たしています。また、高度急性期病院からの急性期後の転院受入とともに、介護老人福祉施設等からの入院・外来受入を積極的に行っております。

平成28年7月には訪問看護ステーションを開設し、平成30年6月からは医師による訪問診療を開始しました。

当院は、県立病院の時代から健康増進に寄与するため、人間ドックや精密検査などの健診事業に積極的に取り組んできました。令和3年4月には「人間ドック健診施設機能評価 Ver.4.0」の認定を受け、令和8年3月に更新審査を受審しました。その他にも、糖尿病教室や禁煙外来を設けております。

病床機能については、平成19年度に7対1看護配置基準の認可を受け、亜急性期病床を開設しましたが、令和6年度の診療報酬改定により重症度・看護必要度の要件が厳格化されたことから、10対1看護配置基準へ転換しました。地域包括ケア病床については、平成27年3月に12床を設置し、その後増床を重ね、令和2年10月には63床となりました。

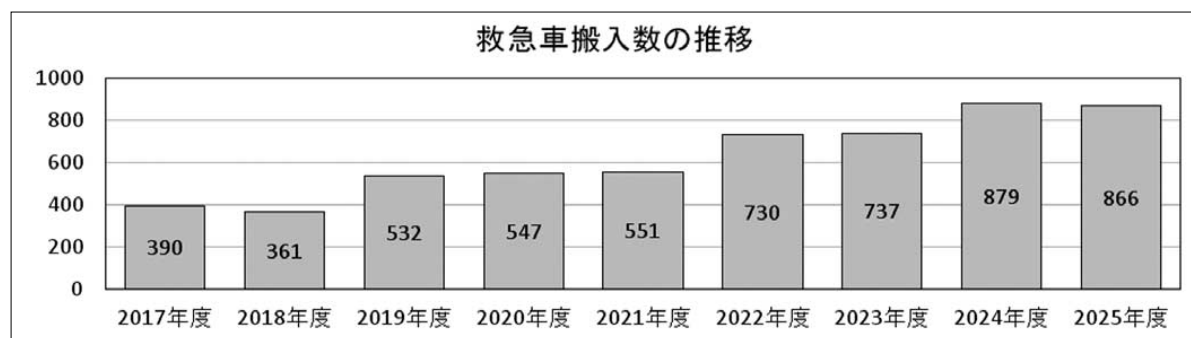
設備面では、令和5年3月に電子カルテシステムを導入し、令和5年12月にはAI搭載の最新型1.5テスラMRI装置を導入しました。さらに、令和6年9月には、平成26年度に導入した80列CT装置を更新するなど、医療水準の向上に努め、病院機能のさらなる充実を図っております。

(2) 地域医療ニーズへの対応

長崎原爆諫早病院は、地域の医療機関との連携のもと、内科系の中核病院として地域医療に貢献しています。

ア 救急医療体制

二次救急輪番病院として、長崎県央地域の内科系救急医療の一翼を担っています。令和7年度の救急自動車搬入患者数は、866人に上ります。



イ 結核医療体制

結核措置入院施設として陰圧室20床を有し、新しい結核の診断法を他の医療機関に先駆けて取り入れるなど、積極的に結核医療に取り組んでいます。

令和2年2月より長崎県全域の入院の必要な結核患者を受け入れました。令和7年度の結核病床の稼働率は29.1%となっています。

ウ 地域包括ケアシステムへの対応

令和6年度の診療報酬改定で新設された地域包括医療病棟の導入検討を行うなど、地域包括ケアシステムを見据えた医療と介護のHUB施設となることを目指し、診療体制の強化に取り組んでいます。

また、令和6年度より「健康フェスタ」を開催し、地域の皆様に開かれた病院を目指すとともに、医療の質の向上と赤十字病院としての使命を遂行すべく、日本赤十字社長崎原爆病院との連携を密にし、日々研鑽を重ねております。

エ 新型コロナウイルス感染症への対応

当院では平成24年5月に院内検査部に遺伝子増幅検査（PCR検査/LAMP検査）を導入していました。新型コロナウイルス感染の早期診断を行うにあたり、令和2年3月には院内PCR検査センターを設置し、新型コロナウイルスの遺伝子増幅検査を実施しました。

令和4年12月からは新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス、RSウイルスのPCR検査を開始しました。現在、1日最大200件の新型コロナウイルスの遺伝子検査が可能となっています。新型コロナによる入院患者数として、令和2年度は16名、令和3年度は95名（疑似症例を含む）、令和4年度は124名（疑似症例を含む）、令和5年度は99名（疑似症例を含む）、令和6年度は113名（疑似症例を含む）、令和7年度は72名（疑似症例を含む）の患者を受け入れております。

オ 医療保険等社会活動

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| (ア) 被爆者一般健康診断 | (オ) 石綿健診 | (ケ) 人間ドック |
| (イ) 被爆者癌検診 | (カ) 企業健診 | (コ) 特定健診・特定保健指導 |
| (ウ) 一般健康診断 | (キ) 諫早市民健診 | |
| (エ) 一般癌検診 | (ク) 生活習慣病予防健診 | |

カ 特殊診療の実施

- (ア) ペースメーカークリニック（随時）

キ 健康で明るい家庭、社会づくり活動

各種講習（健康生活支援講習、幼児安全法、救急法）（不定期）

患者会の支援

- * のぞみ会（呼吸不全患者の会） * あじさい会（喘息患者の会）

健康フェスタの開催

ク 在宅医療の実施

訪問診療と訪問看護を地域のニーズに応じて行っています。

ケ その他

(ア) 日本呼吸器学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本感染症学会、日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本高血圧学会、日本睡眠学会などの認定施設として地域医療に貢献しています。

(イ) 睡眠時無呼吸症候群のCPAP治療の遠隔モニタリング及びペースメーカーの遠隔モニタリングを行っています。

診療実績

◎入院・外来

科 別		年 度	R 4 年度 人	R 5 年度 人	R 6 年度 人	R 7 年度 人	開設以来の合計 人
呼吸器科	入 院		16,344	17,646	21,053	21,813	447,064
	外 来		13,468	11,196	12,313	12,521	311,839
消化器科	入 院		4,208	5,966	6,835	6,278	164,537
	外 来		6,882	6,583	6,462	6,196	209,294
循環器科	入 院		6,635	7,457	7,989	6,676	149,758
	外 来		6,942	6,768	6,448	6,010	156,057
放射線科	入 院						
	外 来		164	239	442	545	5,640
放射線科	入 院						
	外 来				111	116	227
合 計	入 院		27,187	31,069	35,877	34,767	761,359
	外 来		27,456	24,786	25,776	25,388	683,057

(再 掲)

一 般	入 院		8,559	10,843	12,375	12,042	481,634
亜急性期	入 院						15,202
地域包括ケア	入 院		13,511	17,401	21,131	20,599	172,277
結 核	入 院		4,072	2,825	2,371	2,126	89,964
ハイケア	入 院		1,045				2,282
合 計	入 院		27,187	31,069	35,877	34,767	761,359

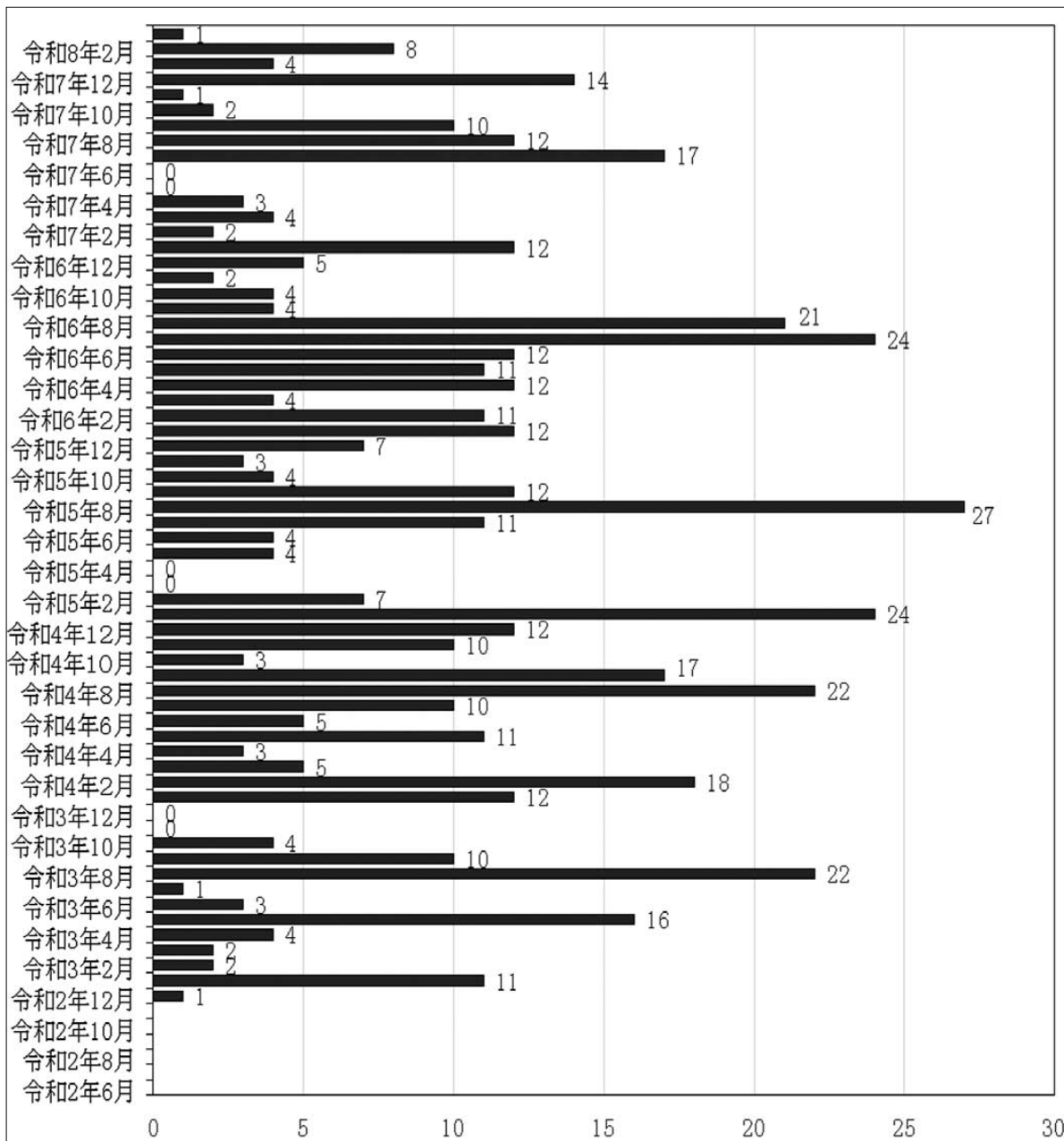
◎健診等

科 別		年 度	R 4 年度 人	R 5 年度 人	R 6 年度 人	R 7 年度 人	開設以来の合計 人
健診部	人間ドック						
	生活習慣病予防健診 特定健診		3,298	3,544	3,569	3,799	65,176
外 来	原 爆 健 診		91	60	62	48	1,986
	健 康 診 断		65	60	68	71	2,877
	企 業 健 診		39	33	35	41	2,151
	そ の 他		828	899	892	925	17,949
合 計			4,321	4,596	4,626	4,884	90,139

◎令和7年度訪問看護実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪 問 回 数	245	200	212	227	212	274	288	241	321	281	267	325	3,093

◎新型コロナウイルス月別新規入院患者数



職員構成

(令和8年3月31日現在)

医療部門					事務部門					合計
医師	薬剤師	医療技術者	看護師 (准看護師含む)	看護助手	計	事務職員	調理師	業務員	計	
人 13	人 5	人 35	人 102	人 15	人 170	人 21	人 0	人 3	人 24	人 194

(3) 患者慰問

5月に全日空(株)より「すずらん」のお花を届けていただき、入院患者のみなさまに大変喜んでいただきました。

7. 血液事業

概要

わが国の血液事業は、昭和39年8月の閣議決定に伴い、国、地方自治体および日本赤十字社が一体となつての推進が図られて以来、令和7年で61年を迎えることができました。この間、本県におきましても多くの県民各位の献血に対するご理解とご協力により、すでに輸血用血液製剤は全てが献血によって確保されるようになっており、令和7年度の献血協力者数は52,497人で、本県の延献血者数は年度末で474万人に達しました。

近年の血液学・輸血学の著しい進歩によって、血液の中の必要な成分（赤血球、血漿、血小板など）だけを輸血する成分輸血が行われていますが、更に、献血血液を無駄にせず血液の有効性、安全性の面で優れた製剤の安定供給が求められることから、成分献血、400 mL献血の普及を推進しております。

また、輸血用血液製剤は100%国内自給されておりますが、血液中の血漿を原料として作られている血漿分画製剤は、現在もまだ外国からの輸入に頼っているのが現状です。

平成14年7月31日に「採血及び供給あっせん業取締法」を大幅に改めた「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が公布され、平成15年7月30日に施行されました。

この中には①血液製剤の安全性の向上、②献血による国内自給の原則、③血液製剤の適正使用の推進、④血液事業運営に係る公正の確保と透明性の向上が基本理念として設定され、国、地方公共団体、採血事業者（日本赤十字社）、医療関係者等それぞれの責務を明確にして今後の輸血医療の安全性・安定性をすすめていくことが明記されました。

平成24年度から、それまで各都道府県の血液センターを単位として、区域内の血液自給による需給管理と独立採算の原則の下に運営されてきた血液事業が、全国を7ブロックに分け、ブロックを単位とする事業運営と需給管理を行う広域事業運営体制に移行され、長崎県においても、長崎県赤十字血液センター、同佐世保出張所（元 長崎県佐世保赤十字血液センター）、献血ルームはまのまち（浜町出張所）、献血ルーム西海（西海出張所）の1センター3出張所の組織体制となりました。今後も九州ブロック内の他センターと協調を図りながら円滑な献血者確保と血液製剤の安定供給に努めてまいります。

なお、平成26年3月28日には、平成3年3月に設置した献血ルーム西海を同一ビル内に新築移転し、佐世保地区における献血者確保の充実を図る体制を整えました。

また、令和2年12月5日には、昭和60年7月に設置した献血ルーム浜町を改装（リニューアル）し、長崎地区における献血者確保の充実を図る体制を整えました。

これからも、献血Web会員サービス「ラブラッド」（令和4年9月にはアプリ版をリリース）を活用した事前予約制による献血受付の推進及び広報活動等の強化を図り、献血者確保に努めてまいります。

県内への血液製剤の供給量は、昨年度と比較し、ほぼ横ばいの状態となっております。血小板確保については、平成26年11月以降、一部の成分採血装置により採血された製剤に限定されるものの、高単位製剤からの分割製造が可能になったことで比較的確保しやすくなりました。しかし、県内の人口減少にともない、全血（赤血球）の確保が厳しい状況になりつつあることから、平成元年に開所した長崎県赤十字血液センターの母体（献血プラザ）を平成27年3月31日で閉所し、全血確保の稼働効率が高い移動採血車で確保を充実させることとしました。また、安全で安心な血液製剤の供給を行うため、医療機関への血液製剤の委託配送を終了し、平成29年4月1日よりすべての医療機関への直配を開始しました。なお、血小板製剤については、さらなる安全性向上を目的として、国内での血小板輸血による細菌感染事例および諸外国における細菌培養試験の導入状況等を踏まえ、令和7年7月30日から全国において細菌スクリーニングを導入した製剤の供給を開始しました。これからも、より安全で安心な血液製剤の供給に努めてまいります。

平成3年12月に設置した骨髓データセンターは、骨髓提供者の登録、HLA検査等の業務で公的バンク事業に協力いたしており、令和7年度末で登録者（ドナー登録者有効数）は7,176名にのぼっています。

(1) 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」と予約献血

赤十字血液センターは、医療機関からの輸血用血液の供給依頼に対し、全力で対応しなければなりません。緊急にRh(−)の輸血用血液が必要な場合や、時季的に型別の在庫状況が厳しくなる場合等もあります。

このことから、医療機関へ安定的に血液を供給し、輸血を受けられる患者さんが安心して治療を受けられるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」の運営を行っています。ラブラッドに入会することで、献血会場（一部を除く）のWebによる予約や、過去の献血記録（平成17年4月以降）の確認が可能になるほか、ポイントを貯めて記念品と交換できるなど、様々な会員としての特典を受けられます。さらに、令和4年9月にはスマートフォンで利用可能な「ラブラッド」アプリをリリースし、「アプリ版献血カード」や「事前Web問診回答機能」の導入、「プレ会員」の登録等を開始しました。（献血カード・献血手帳の発行・更新は、令和8年1月4日(日)で終了しました）

アプリのダウンロードと会員登録、予約の上での400mL・成分献血へのご協力をお願いいたします。

会員登録の手順

献血者コード





こちらの二次元コードからダウンロード

01 「ラブラッド機能」をタップ



02 「新規登録」をタップ



03 「新規登録」する①

- ①以下の項目を入力する。
・献血者コード
・生年月日
・メールアドレス
- ②利用規約を閲覧、ご同意のうえ、「次へ」をタップ。登録内容をご確認いただき、「送信する」ボタンを押す。
- ③登録したメールアドレス宛に届いた「仮登録完了のお知らせ」を開く。
- ④メール本文に記載された「認証コード」をアプリに入力し、パスワード設定画面へと進む。

04 「新規登録」する②

- ①パスワード設定画面にて、半角英数字記号8~16字でパスワードを設定する。
- ②よく献血される地域に「長崎県」を選択し、「登録を行う」を押す。
- ③新規登録完了となります。ログイン後、「献血予約」や「検査結果の確認」などの各機能が利用可能になります。

※生年月日と献血者コードの不一致は登録できません。

※仮登録完了メールが届いてから24時間以内に本登録を行ってください。24時間を過ぎた場合は、再度仮登録をやり直してください。

※登録後、検査サービスの通知は、はがき郵送からweb閲覧に切り替わります。
はがきでの通知をご希望の方は、次回献血にお越しいただいた際に受付スタッフまでお知らせください。

※Apple、Appleロゴは米国および他の国で登録されたApple Inc.の商標です。Android、Androidロゴは、Google LLCの商標です。 2023.1 発行

(2) 血液の検査通知

検査項目

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア)血液型 (ABO式、Rh式) (イ) B型肝炎 (HBs抗原、HBc抗体、HBV-DNA) (ウ) C型肝炎 (HCV抗体、HCV-RNA) (エ) E型肝炎 (HEV抗体、HEV-RNA) (オ)梅毒検査 (カ)HTLV-I 抗体検査 (キ)ALT (GPT) (ク)γ-GTP (ケ)総蛋白 (コ)アルブミン (サ)アルブミン対グロブリン比 | <ul style="list-style-type: none"> (シ)コレステロール (ス)グリコアルブミン (糖尿病関連) (セ)赤血球数 (ソ)ヘモグロビン濃度 (タ)ヘマトクリット値 (チ)平均赤血球容積 (ツ)平均赤血球ヘモグロビン量 (テ)平均赤血球ヘモグロビン濃度 (ト)白血球数 (ナ)血小板数 |
|---|---|

※(イ)～(カ)は異常を認めた時のみ通知

献血された方には、次の検査項目の結果を通知しています。(但し希望者のみ)

(3) 市町別献血状況

○ 全血献血者数

項目 市町名	献血可能 人口(人)	献血目標(人)		献血数(人)	内 訳	
		200mL(人)	400mL(人)		200mL(人)	400mL(人)
長 崎 県	648,438	314	36,000	34,549	461	34,088
長 崎 市	204,554	99	11,356	9,827	127	9,700
佐 世 保 市	121,095	59	6,723	7,549	215	7,334
西 彼 保 健 所	49,221	24	2,733	2,628	18	2,610
西 海 市	11,575	6	643	360	3	357
長 与 町	21,359	10	1,186	499	7	492
時 津 町	16,287	8	904	1,769	8	1,761
県 央 保 健 所	143,311	70	7,956	7,833	63	7,770
諫 早 市	71,257	35	3,956	4,426	37	4,389
大 村 市	54,978	27	3,052	2,891	22	2,869
東 彼 杵 町	3,427	2	190	101	1	100
川 棚 町	6,520	3	362	189	1	188
波 佐 見 町	7,129	3	396	226	2	224
県 南 保 健 所	56,529	27	3,138	3,521	20	3,501
島 原 市	19,900	10	1,105	1,405	10	1,395
雲 仙 市	19,388	9	1,076	877	8	869
南 島 原 市	17,241	8	957	1,239	2	1,237
県 北 保 健 所	28,447	14	1,580	865	8	857
平 戸 市	11,955	6	664	355	5	350
松 浦 市	9,204	4	511	359	3	356
佐 々 町	7,288	4	405	151	0	151
五 島 保 健 所	14,642	7	813	728	3	725
五 島 市	14,642	7	813	728	3	725
上 五 島 保 健 所	7,794	3	433	243	0	243
小 値 賀 町	783	0	44	32	0	32
新 上 五 島 町	7,011	3	389	211	0	211
壱 岐 保 健 所	10,593	5	588	595	7	588
壱 岐 市	10,593	5	588	595	7	588
対 馬 保 健 所	12,252	6	680	760	0	760
対 馬 市	12,252	6	680	760	0	760
そ の 他	—	—	—	—	—	—

* 献血可能人口とは、令和6年10月1日現在の16歳～64歳の人口（県統計課）

* 実際の献血可能年齢（16歳～69歳 65～69歳は条件付き）とは異なる

○ 成分献血者数

成 分 献 血	献血目標(人)	献血数(人)	内 訳	
			血 漿	血 小 板
献血ルーム「はまのまち」	9,112	9,133	5,307	3,826
献血ルーム「西海」	7,778	8,815	5,736	3,079
合 計	16,890	17,948	11,043	6,905

(4) 献血者の状況

○献血者数 52,497人

上段：人 下段：%

区分 施設名	職業別				年齢別					性別		血液型別				献血者数
	公務員	会社員	学生	その他	16~19才	20~29才	30~39才	40~49才	50~69才	男性	女性	A型	O型	B型	AB型	
長崎県赤十字血液センター	6,085	16,296	1,653	6,422	982	3,261	4,075	6,619	15,519	22,981	7,475	12,106	9,243	6,069	3,032	30,456
	19.9%	53.5%	5.4%	21.0%	3.2%	10.7%	13.3%	21.7%	50.9%	75.4%	24.5%	39.7%	30.3%	19.9%	9.9%	
佐世保出張所	7,545	9,277	904	4,315	718	2,240	3,200	5,282	10,601	16,636	5,405	8,611	6,361	4,603	2,466	22,041
	34.2%	42.0%	4.1%	19.5%	3.2%	10.1%	14.5%	23.9%	45.6%	75.4%	24.5%	39.0%	28.8%	20.8%	11.1%	
計	13,630	25,573	2,557	10,737	1,700	5,501	7,275	11,901	25,580	39,617	12,880	20,717	15,604	10,672	5,498	52,497
	25.9%	48.7%	4.8%	20.4%	3.2%	10.4%	13.8%	22.6%	48.7%	75.4%	24.5%	39.4%	29.7%	20.3%	10.4%	

○年度別献血実績(人)

施設名	年度	R 2 年度 までの累計	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
	長崎県赤十字血液センター	200mL	—	509	398	415	234
400mL		—	23,986	24,198	23,661	22,005	21,131
成分		—	8,561	8,591	8,959	8,788	9,133
計		2,594,775	33,056	33,187	33,035	31,027	30,456
佐世保出張所	200mL	—	504	475	537	244	269
	400mL	—	13,371	13,320	13,075	13,107	12,957
	成分	—	7,766	7,391	8,093	8,735	8,815
	計	1,882,569	21,641	21,186	21,705	22,086	22,041
合計	200mL	—	1,013	873	952	478	461
	400mL	—	37,357	37,518	36,736	35,112	34,088
	成分	—	16,327	15,982	17,052	17,523	17,948
	計	4,477,344	54,697	54,373	54,740	53,113	52,497
県人口に占める割合		—	4.2%	4.3%	4.3%	4.1%	4.2%

(5) 献血登録者数

(1) 献血Web会員サービス「ラブラッド」登録者数(人)

(令和8年3月31日現在)

施設名	型	A 型	O 型	B 型	AB 型	計
長崎県赤十字血液センター (佐世保出張所含む)	Rh (+)	13,333	9,908	6,973	3,655	33,869
	Rh (-)	122	103	89	51	365
	計	13,455	10,011	7,062	3,706	34,234

(6) 製剤別供給実績

(令和7年4月～令和8年3月)

上段：(本) 下段：(%)

施設名	製剤別 採血由来	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計
長崎県赤十字 血液センター	200mL	0	460	36	—	496
		—	0.79%	0.06%	—	0.85%
	400mL	0	28,390	1,713	—	30,103
		—	48.59%	2.29%	—	51.52%
	成分	0	—	4,551	7,788	12,339
		—	—	7.79%	13.33%	21.12%
	計	0	28,850	6,300	7,788	42,938
		—	49.38%	10.78%	13.33%	73.49%
佐世保出張所	200mL	0	85	1	—	86
		—	0.15%	0.00%	—	0.15%
	400mL	0	10,897	732	—	11,629
		—	18.65%	1.25%	—	19.90%
	成分	0	—	857	2,916	3,773
		—	—	1.47%	4.99%	6.46%
	計	0	10,982	1,590	2,916	15,488
		—	18.80%	2.72%	4.99%	26.51%
合計	0	39,832	7,890	10,704	58,426	
	—	68.18%	13.50%	18.32%	100.00%	

* 小数点第2位まで表示。県内の医療機関へ供給された血液製剤の本数。

(7) 特殊製剤国内自給向上対策事業

高力価 HBs 抗体保持献血者の血漿で製造された HBs 人免疫グロブリン製剤の国内自給率は 4～6%程度で推移しており、その大半は輸入に頼っている状況です。そこで、高力価 HBs 抗体保持献血者を増やすことを目的として、厚生労働省から日本赤十字社血液事業本部に当事業が委託されました。

令和7年度においては、「B型肝炎ワクチン追加接種プログラム」として、感染予防のために HB ワクチンを既に接種し HBs 抗体を保持している献血者に対して同ワクチンを追加接種することで、より HBs 抗体価の高い原料血漿を得るためのプログラムを実施しました。(26名ワクチン接種、24名献血)

(8) 血液センターイベント

【長崎センター】



R7.7.1(火)～4(金)

献血サマーイベント

「あつかばってん献血ば！2025！」

(長崎市)

長崎学生献血推進ボランティア連盟主催のキャンペーンを、献血ルームはまのまちで開催しました。

高校生ボランティアも参加して、浜町アーケード内での献血呼び掛けや、オリジナルのフォトスポットの設置を行い、記念写真を撮る献血者の方で賑わいました。

R7.12.9(火)～11(木)

「全国学生クリスマス献血キャンペーン
2025」(長崎市)

長崎学生献血推進ボランティア連盟主催のキャンペーンを、献血ルームはまのまちで開催しました。

高校生ボランティアも参加して、浜町アーケード内での献血呼び掛けや、県内企業からの協賛品が当たる抽選会を行い、献血者にも大変喜んでいただきました。



R8.1.8(木)

「はたちの献血」(長崎市)

はたちの若者を中心として幅広い世代に献血をお願いするため、長崎大学において「はたちの献血」イベントを実施しました。

地元テレビ局や新聞社の取材報道もあり、若年層への献血啓発に繋がりました。

【佐世保出張所】



R7.7.6(日)

「サマー献血キャンペーン」(佐世保市)

学生ボランティア主導で、キャンペーンポスターの作製や献血記念品の選定、通行される方に献血協力の呼びかけを行いました。

四ヶ町アーケード内マイク放送も行い、若年層の献血啓発に繋がりました。

R7.10.12(日)

「オータム献血キャンペーン」(佐世保市)

佐世保学生献血推進協議会主催のキャンペーンを、献血ルーム西海で開催しました。

宮崎学推とご当地のお菓子を交換し合いキャンペーンの記念品として配ったり、街頭呼びかけやアーケード内のマイク放送を行い、幅広い層へ献血の重要性を訴えました。



R7.12.13(土)~14(日)

「2025全国学生クリスマス献血キャンペーン」
(佐世保市)

学生ボランティアがサンタクロースやトナカイの格好に扮して、街頭の献血呼びかけや記念品の贈呈を行いました。

学生たち自ら長崎県内の企業様に協賛についてご依頼し、学生の活動に賛同を得た企業様から特別な記念品を頂き、献血にご協力頂いた方に配布しました。ガチャマシーンなども使用して創意工夫を凝らし、献血者の皆様に楽しいクリスマスのキャンペーンを味わっていただくとともに、献血普及活動に努めました。

8. む す び

日本赤十字社長崎県支部
事務局長 田中 紀久美

令和7年度赤十字活動の業務執行状況の概要をご報告いたします。

(1) 国内活動

ア 長崎県支部は県内で発生した「長崎大水害」「雲仙普賢岳噴火災害」や近年国内で発生した「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」等を教訓として、赤十字に課せられた大きな使命を達成するために非常時に備え、常備救護班等の編成と救護用資機材等の整備に努めています。

平素から救護班要員に対する教育訓練を行うとともに、その資質の向上と災害救護体制の強化を図っており、管内施設の新任職員並びに救護看護師の育成のために災害時の役割及び医療救護等についての研修を実施しています。また、例年実施される長崎県総合防災訓練等に積極的に参加し、行政機関、他の指定公共機関等との綿密な連携を図っております。訓練の中では救護班による救護所設置及び傷病者応急救護訓練、無線奉仕団や赤十字飛行隊による情報収集訓練、地域奉仕団による非常炊き出し訓練等を実施することで救護技術の向上に努めております。

また、第6（九州）ブロック支部が毎年輪番で実施している日本赤十字社九州八県支部合同災害救護訓練では、大規模災害発生時の対応について、九州各県の赤十字救護班や救護担当職員と、相互の連携を確認しています。

イ 長崎県支部の各地区・分区に対し、昭和58年から災害救援車を配備しております。今年度も赤十字業務推進や備蓄している救援物資の配分のための災害救援車（軽ライトバン）を県内1地区に配備しました。

なお、支部においても災害救護装備として、救護資機材・通信機器・医療セット等の整備を充実するとともに、今後も更に災害救護装備の充実に努めてまいります。

ウ 令和7年度に募集した自然災害等の災害義援金（国内）・救援金（海外）につきましては、県民の皆様より義援金・救援金合計161件、3,007,391円の温かいご協力をいただきました。

また、12月1日（月）～12月25日（木）に実施した「NHK海外たすけあい」キャンペーンでは、県内各赤十字奉仕団・青少年赤十字が参加した街頭募金やPR活動等により、県民の皆様から649件、5,564,403円の温かいご協力をいただきました。

エ 不慮の事故や災害から命を守る方法、病気やけがの予防と手当の方法、生き生きとした健康な生活を送る方法と介護の仕方など、救急法・水上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法の各種講習会を県内全域で実施しました。

昨年に引き続きインフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策を十分にいき、受講者および指導員の安全確保を最優先に考えながら、支部主催の一般普及講習（救急法基礎講習および各種養成講習）や学校、企業から依頼を受けて行う短期講習を開催しました。

短期講習については、受講者および指導員の安全確保を最優先に考えながら対応し可能な限り開催しました。

救急法では、県内各小・中・高等学校に向けて児童・生徒への救急法教育の実施を呼びかけました。その結果、いくつかの学校から講習指導の依頼があり、自動体外式除細動器

(AED)を用いた心肺蘇生の講習指導を実施しました。

水上安全法では、小学校、大学で着衣水泳を実施し、自分の命を守ることはもちろん、水の事故防止や対処について指導を行いました。また、人命救助を担う消防学校の初任科職員や警察学校の教官や学生への講習会を行うなど、水上安全法の普及に取り組みました。

健康生活支援講習では、健康生活支援員養成講習等のほかに、介護職員等養成研修の一部講義・実技を受託指導しました。在宅や介護施設で高齢者の生活を支援する介護職員の養成にも協力しました。また高齢者サロンや自治会等において、地域の高齢者を対象に講習を実施しました。

幼児安全法講習では、国の政策でもある「子育て支援事業の普及・拡大」に伴い、子育て支援サポーター育成や保育園・幼稚園など、各機関で子どもに多いけがの手当・乳幼児の一次救命処置・気道異物除去について講習を実施しました。

オ 赤十字奉仕団の現況は、地域奉仕団23団2,991名、特殊奉仕団7団251名、青年奉仕団1団27名の合計31団3,269名となっています。

主な活動としては、各種防災訓練への参加、赤十字講習会の支援のほか、市民の防災意識を高めるための防災・減災活動、海外救援金や義援金等の街頭募金活動を行いました。

カ 青少年赤十字の「加盟への促進」「加盟校の支援」「指導者の育成」を目的として、学校訪問を積極的に継続しており、小中高校・特別支援学校のみで比較すると、全国平均を上回る加盟率で推移しています。今年度は、新たに16校の新規加盟校を得ることができました。

各加盟校では、学校独自の工夫を凝らして青少年赤十字の各種活動を積極的に取り組んでいます。救急法や水上安全法など講習の申し込みも増加傾向にあります。

また、将来に向けてのJRC指導者の育成と確保を目指して、県下における青少年赤十字指導者養成講習会の充実にも継続して取り組みました。

今後も、誰でも心の中にある「苦しんでいる人を見たら何とかしてあげたい」という優しい心を具体的な行動として引き出し、赤十字の基本理念である「人道」を青少年一人ひとりが自分自身のものとして身につけ、世界平和の維持と実現に寄与する青少年赤十字の普及を目指していきます。

キ 長崎原爆病院は、被爆患者の治療はもとより、二次救急病院群輪番制病院として、救急医療にも積極的に取り組みました。

また、長崎県地域がん診療連携拠点病院として、医療従事者を対象とした講演会や市民の方々を対象としたがんフォーラムの開催、がん対象のセカンドオピニオン対応、外来化学療法室の移転改築、高精度の放射線治療装置（リニアック）の更新、PET-CTの導入、手術支援ロボットの導入など、地域の中核病院としての役割も果たしています。

病院の経営管理の面では、国、県、市の援助もあって最新医療機器を整備し、充実を図ると共に、医師、医療関係者の努力と市民の方々のご理解により、令和7年度は入院患者1日平均約282.3人、外来患者1日平均約492.0人のご利用をいただくことができました。

ク 長崎原爆諫早病院は、県央、県南地域の被爆者の診察と健康管理はもとより、二次救急輪番病院及び結核措置入院施設として役割を担うなど地域医療に貢献しています。

内科系病院として、地域の医療機関との連携により入院患者1日平均約95.3人、外来患者1日平均約105.3人のご利用をいただくことができました。

ケ 長崎県の血液事業は、県民各位の「生命を救う愛の献血」へのご理解とご協力により着実な実績を上げております。令和7年度においては、52,497人の方々にご協力をいただきま

したが、これは県総人口1,228,545人（令和8年3月1日現在長崎県異動人口）の4.2％に当たり、県内で輸血に必要な血液は県民の皆様方の献血により、全て確保できましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

昭和39年献血開始から令和8年3月31日までの県内献血者の累計では、4,746,764人に達しております。

今後も全職員が一丸となり、献血者確保及び安全な血液製剤の安定供給を図るとともに、輸血用血液のみならず血漿分画製剤の完全国内自給を目指して、成分献血・400mL献血の推進に努力してまいります。

コ これらの赤十字運動を支え、人道・博愛の赤十字理念を実現するため、継続して「活動資金」のご支援をいただいております事に対し、深甚の敬意と感謝の意を表します。

令和7年度活動資金が寄せられたのも、ひとえに第一線の地区長・分区長をはじめとした役職員及び関係団体の方々のご尽力のお陰と感謝いたしております。

しかしながら、活動資金募集を取り巻く環境はますます厳しい状況に変化しておりますので、今後とも更なる努力をしていく所存であります。皆様方の一層のご協力をよろしくお願い致します。

(2) 国際活動

世界各地において、自然災害のみならず、民族や宗教の対立などによる人道的危機が次々と発生しています。日本赤十字社は国際赤十字の一員として、必要に応じて救援金を募集し、難民等に対する医療支援や食糧支援などの緊急救援・復興支援と開発途上国への長期にわたる人道ニーズの取り組みを実施しています。

直近では、2022年2月からのウクライナ人道危機に関しては、資金援助を行うほか、薬剤師、放射線技師、主事等の多岐にわたる職種の人的支援を行っています。

2023年2月に発生したトルコ・シリア地震に関しては、資金援助や物資援助を行うとともに、医師、看護師、こころのケア要員からなる医療調査団を派遣しています。

2023年10月からのイスラエル・ガザ人道危機に関しては、資金援助や人的支援を行うほか、情報発信や国際人道法遵守の働きかけをしています。

2024年台湾東部沖地震に関しては資金援助や物資援助を行っています。また、台湾赤による中長期的な復興支援をさらに支えるため、支援計画を調整しています。

2025年3月に発生したミャンマー地震に関しては、発災直後から情報収集を行うほか、人的支援や資金援助の準備を行いました。

日本赤十字社は、今後とも、191の国・地域にある赤十字・赤新月社のネットワークのもと、被災者や支援を求めている人々に対して迅速な救援・支援活動を展開してまいります。

(3) 評議員会及び監査報告等

1 支部評議員会

評議員会を次のとおり開催し、いずれの議案も原案のとおり承認されました。

- ・ 第1回支部評議員会〔令和7年6月5日(木) 日本赤十字社長崎県支部3階講習室〕

報 告	支部参与及び評議員の異動について
第1号議案	令和6年度事業実施概要及び歳入歳出決算について
第2号議案	副支部長の選出について

- ・ 第2回支部評議員会〔令和8年2月4日(水) 日本赤十字社長崎県支部3階講習室〕

報 告	1. 支部顧問及び評議員の異動について
報 告	2. 令和7年度 主要事業の実施状況報告
第1号議案	令和8年度事業計画
第2号議案	令和8年度歳入歳出予算
第3号議案	支部監査委員の選出について
そ の 他	令和8年度活動資金募集目標額について

2 監査報告

- ・ 監査法人による外部監査

監査の結果、各施設の会計処理に関して、監査法人から重大な指摘はありませんでした。

なお、日本赤十字社には外部監査が法定されていないものの、日本赤十字社ではこれまで予備監査等を通じて自主的に適正さを確保してきましたが、従来、一般企業のみを対象としていた外部監査が、近年は公益法人のほか、社会福祉法人や医療法人にも拡大しており、社会が求める説明責任や透明性の水準が高まっています。

については、日本赤十字社には、事業の公共的な性格に加え、運営にあたって社会の広範な理解が必要であり、財政上も寄付金や公的な補助の他、各種の非課税・減免税措置によって支えられていること等の団体としての性格からして、社会が求める説明責任や透明性の水準の高まりにあわせた、より高い水準での適正性の確保が必要であることに鑑み、令和元年度所属会計から日本赤十字社において外部監査を導入しております。

- ・ 支部監査委員による監査

令和7年5月29日(木)に長崎県支部をはじめとする各施設の令和7年度の事業内容及び各会計歳入歳出決算内容について監査が行われました。

支部事務局及び各施設より各会計決算書及び附属明細書等関係帳票類及び事業報告の説明がなされ、適正に執行され、且つ処理されていることが確認されました。

(4) 令和7年度支部受付義援金・救援金受入状況

令和8年3月31日 現在

	災 害 名	金 額	件 数	受付開始日	受付終了日
義 援 金	令和6年能登半島地震 災 害 義 援 金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日分)	1,949,643	72	令和6年1月4日	令和9年3月31日
	令和6年9月能登半島 大 雨 災 害 義 援 金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日分)	25,731	23	令和6年8月1日	令和9年3月31日
	令和7年大船渡市 赤崎町林野火災義援金 (令和7年3月6日～令和8年3月31日分)	10,636	6	令和7年3月6日	令和8年3月31日
	令和7年トカラ列島近海を 震源とする地震災害義援金 (令和7年7月15日～令和7年12月26日)	11,561	4	令和7年7月15日	令和7年12月26日
	令和7年台風第8号 に伴う災害義援金 (令和7年8月12日～令和7年12月26日分)	55,412	2	令和7年8月12日	令和7年12月26日
	令和7年8月6日から の大雨災害義援金 (令和7年8月19日～令和7年12月26日分)	166,164	12	令和7年8月19日	令和7年12月26日
	令和7年台風第12号に に伴う災害義援金 (令和7年9月9日～令和7年12月26日分)	16,790	1	令和7年9月9日	令和7年12月26日
	令和7年11月18日大分市佐 賀関の大規模火災義援金 (令和7年11月26日～令和7年12月19日分)	140,006	6	令和7年11月26日	令和7年12月19日
	令和7年青森県 東方沖地震義援金 (令和7年12月24日～令和8年1月30日分)	21,024	2	令和7年12月24日	令和8年1月30日
救 援 金	中東人道危機救援金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日分)	13,086	2	平成27年4月1日	令和9年3月31日
	バングラデシュ南部 避難民救援金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日分)	11,064	2	平成29年9月22日	令和9年3月31日
	ウクライナ 人道危機救援金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日分)	126,105	6	令和4年3月2日	令和9年3月31日
	2025年ミャンマー 地震救援金 (令和7年4月1日～令和7年6月30日分)	448,694	19	令和7年4月1日	令和7年6月30日
	2025年アフガニスタン 地震救援金 (令和7年9月4日～令和7年11月28日分)	155	1	令和7年9月4日	令和7年11月28日
	2025年パキスタン 地震救援金 (令和7年9月19日～令和7年11月28日分)	3,000	1	令和7年9月19日	令和7年11月28日
	無指定海外救援金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日分)	8,320	2	—	—
	令和7年度 義援金・救援金 計	3,007,391	161		

(5) 令和7年度一般会計並びに特別会計決算状況

◎日本赤十字社長崎県支部一般会計

<収入>

(単位：円)

科 目	予 算 現 額	決 算 額	予算現額に比し増減
会 費 収 入	162,410,000	134,178,277	△28,231,723
委 託 金 等 収 入	775,000	887,000	112,000
補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	5,773,000	4,757,194	△1,015,806
災 害 義 援 金 預 り 金 収 入	0	0	0
繰 入 金 収 入	104,703,000	3,049,300	△101,653,700
資 産 収 入 ・ 雑 収 入	5,934,000	6,995,699	1,061,699
前 年 度 繰 越 金	29,421,000	53,041,891	23,620,891
合 計	309,016,000	202,909,361	△106,106,639

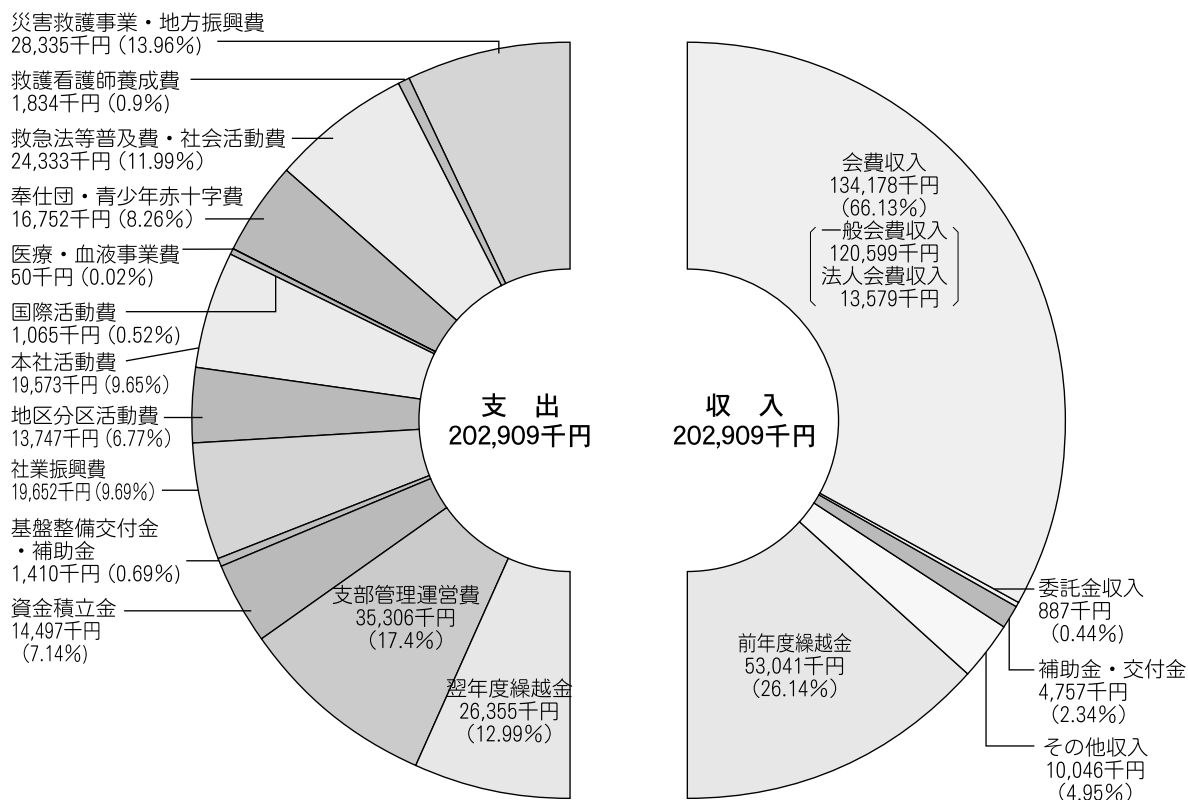
<支出>

(単位：円)

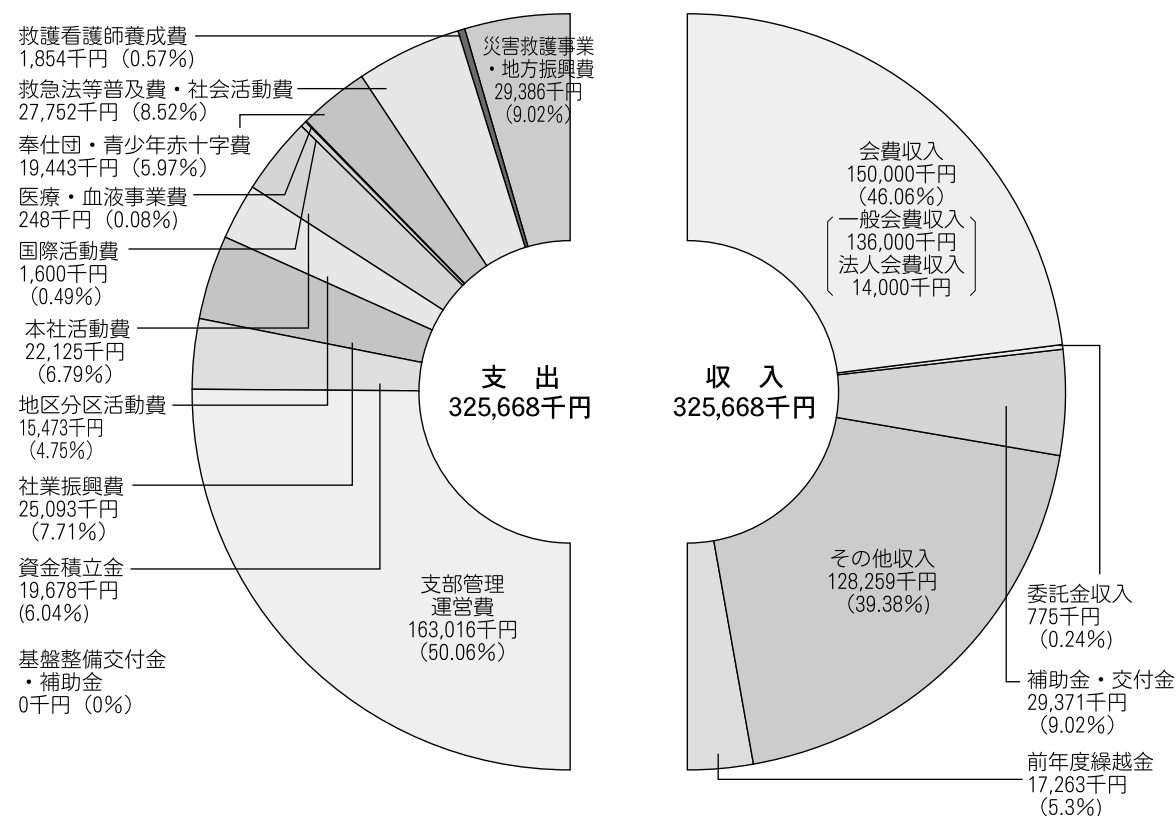
科 目	予 算 現 額	決 算 額	不 用 額
災 害 救 護 事 業 費	35,159,000	28,777,173	6,381,827
社 会 活 動 費	45,734,000	41,133,675	4,600,325
国 際 活 動 費	2,444,000	1,065,300	1,378,700
指 定 事 業 地 方 振 興 費	1,394,000	1,392,300	1,700
地 区 分 区 交 付 金 支 出	16,758,000	13,747,437	3,010,563
社 業 振 興 費	26,419,000	19,652,452	6,766,548
基 盤 整 備 交 付 金 ・ 補 助 金 支 出	1,410,000	1,410,000	0
積 立 金 支 出	14,498,000	14,497,306	694
総 務 管 理 費	35,163,000	30,165,359	4,997,641
資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	105,512,000	5,140,630	100,371,370
本 社 送 納 金 支 出	23,483,000	19,572,896	3,910,104
予 備 費	1,042,000	0	1,042,000
合 計	309,016,000	176,554,528	132,461,472

収 入 支 出 差 引 額 26,354,833 円 (翌年度繰越額)

令和7年度収支決算



令和8年度収支予算



※ 構成比は四捨五入によるため、合計が100%にならない場合があります。

◎日本赤十字社長崎原爆病院医療施設特別会計

① 収益的收入及び支出

<収入>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	予算現額に比し増減
医業収益	12,311,519,000	12,566,902,991	255,383,991
医業外収益	413,076,000	455,839,327	42,763,327
医療社会事業収益	40,000	7,170,009	7,130,009
付帯事業収益	73,057,000	66,178,181	△6,878,819
特別利益	0	0	0
合計	12,797,692,000	13,096,090,508	298,398,508

<支出>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	不用額
医業費用	12,999,631,000	12,066,593,238	933,037,762
医業外費用	96,337,000	90,998,960	5,338,040
医療奉仕費用	76,532,000	73,830,811	2,701,189
付帯事業費用	174,709,000	166,920,128	7,788,872
特別損失	3,300,000	3,299,148	852
法人税等	5,422,000	5,421,375	625
予備費	17,286,000	0	17,268,000
合計	13,373,217,000	12,407,063,660	966,153,340

収入支出差引額 689,026,848 円

② 資本的收入及び支出

<収入>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	予算現額に比し増減
固定負債	76,872,000	76,762,000	110,000
資産売却収入	0	0	0
その他資本収入	1,094,125,000	1,016,444,235	77,680,765
合計	1,170,997,000	1,093,206,235	77,790,765

<支出>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	不用額
固定資産	581,880,000	504,090,353	77,789,647
借入金等償還	589,117,000	589,115,882	1,118
合計	1,170,997,000	1,093,206,235	77,790,765

収入支出差引額 0 円

◎日本赤十字社長崎原爆諫早病院医療施設特別会計

① 収益的收入及び支出

<収入>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	予算現額に比し増減
医業収益	2,109,611,000	1,977,894,350	△131,716,650
医業外収益	87,963,000	104,860,643	16,897,643
医療社会事業収益	0	0	0
付帯事業収益	29,218,000	26,856,975	△2,361,025
特別利益	0	5,090	5,090
合計	2,226,792,000	2,109,617,058	△117,174,942

<支出>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	不用額
医業費用	2,241,650,000	2,050,007,561	191,642,439
医業外費用	6,696,000	4,717,062	1,978,938
医療奉仕費用	1,607,151	1,607,151	0
付帯事業費用	32,204,000	30,419,758	1,784,242
特別損失	14,857	14,857	0
法人税等	0	△14,302	14,302
予備費	4,077,992	0	4,077,992
合計	2,286,250,000	2,086,752,087	△199,497,913

収入支出差引額 22,864,971 円

② 資本的收入及び支出

<収入>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	翌年度繰越額	予算現額に比し増減
固定負債	30,509,000	18,565,620	0	△11,943,380
資産売却収入	0	0	0	0
その他資本収入	93,621,000	40,978,795	0	△52,642,205
合計	124,130,000	59,544,415	0	△64,585,585

<支出>

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額
固定資産	77,905,000	57,319,438	0	20,585,562
借入金等償還	46,225,000	2,224,977	0	44,000,023
合計	124,130,000	59,544,415	0	64,585,585

収入支出差引額 0 円

9. 赤十字のはじまりと現況

赤十字の誕生

赤十字の創立を最初に唱えた人は、スイスのアンリー・デュナン（第1回ノーベル平和賞受賞者）です。

彼は、1859年6月24日、31歳の時、北イタリアのソルフェリーノを通りかかった時に、その地方を中心にくりひろげられていたイタリア統一戦争（サルデニア・フランス連合軍とオーストリア軍の戦い）の激戦に遭遇しました。

デュナンは、余りにも悲惨なありさまを目撃し、深く心を痛め、敵味方の差別なく、苦痛にあえぐ傷病兵の救護にあたりました。

スイスのジュネーブに帰ったデュナンは、戦争犠牲者の悲惨なありさまを記した「ソルフェリーノの思い出」と名付けた本を出版し、全世界の人々に人道を精神とした国際的な救護団体の創立を訴えました。

1863年2月17日、デュナンの提唱した構想を実現するため「5人委員会」がつくられ、赤十字が誕生しました。

白地に赤い十字という赤十字の標章は、赤十字思想の発案者であるアンリー・デュナンの祖国であるスイスに敬意を表して、スイスの国旗の配色を逆に作られました。

この標章は、何の宗教的な意味合いも含まれてはいませんが、イスラム教国にとっては、十字がキリスト教を連想させるため普及上の支障があることに配慮し、赤新月を使用することが認められました。この2つの標章に加え、2005年12月5日～8日にスイス・ジュネーブで開催されたジュネーブ条約締結国が参加した会議で、新たな標章が採択されました。

この標章は、「白地に赤いひし形」（レッドクリスタル：仮称）を配したもので、宗教的、政治的などいかなる意味合いも排した中立を意味しており、赤盾社としてイスラエルが使用しています。表示標章としてレッドクリスタルを使用する場合は独自のマークをクリスタルの中に入れることもできます。

この3つの標章は、ジュネーブ条約によって、紛争地での救護にあたる施設や機関は中立であり、攻撃の対象としてはならないことを示す「保護の標章」として定められています。



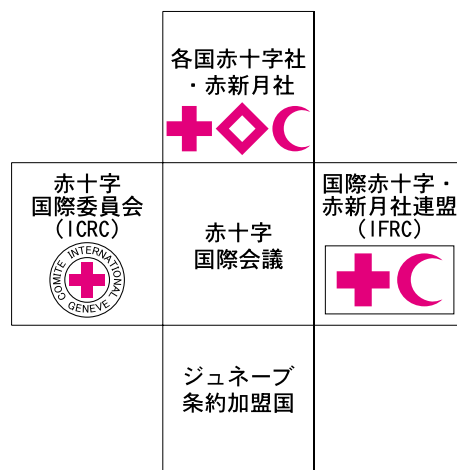
赤十字の創始者 アンリー・デュナン

国際赤十字とは

- 1) 赤十字国際委員会
- 2) 国際赤十字・赤新月社連盟
- 3) 各国赤十字社・赤新月社・赤盾社

赤十字の3つの機関を総称して、国際赤十字といいます。

- 1) 赤十字国際委員会の主な任務は
 - ◇赤十字の基本原則を維持・普及すること
 - ◇新しい赤十字社・赤新月社・赤盾社を承認し、他国の社に通告すること
 - ◇ジュネーブ条約による任務の実施
 - ◇ジュネーブ条約違反に関する苦情の処理
 - ◇政治・思想・宗教の中立を背景に戦争と内乱の際に中立機関ないしは仲介者として犠牲者の保護と援助



活動の中心になること

◇戦争などによる行方不明者の安否調査

◇国際人道法の整備・充実及びジュネーブ条約の普及促進など

2) 国際赤十字・赤新月社連盟の役割は

◇平和な時の各国赤十字社・赤新月社・赤盾社の人道的活動の奨励

◇各社の事業の組織化、各社間の連絡、調整、研究、支援

◇各社の事業、特に健康の増進、病気の予防、苦痛の軽減の実施についての協力・援助・指導など

◇国際的な災害救護、開発援助事業の調整

3) 各国赤十字社・赤新月社・赤盾社は

◇その国がジュネーブ条約の締結国であること

◇その国の政府から奉仕救護団体として正式に認められていること

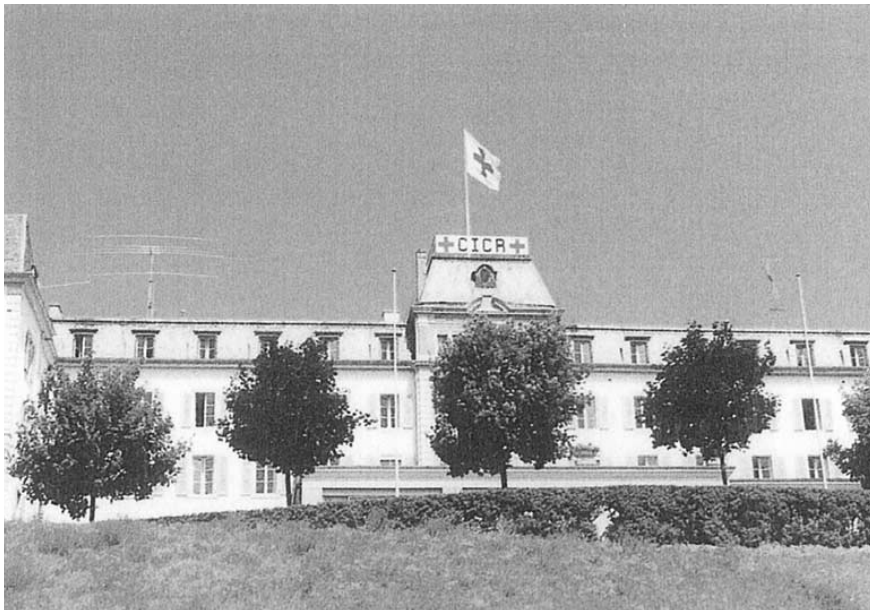
◇一つの国に一つの社であり、その社を代表とする本社を有していること

上記の3つの機関が、互いに協力し合いながら、赤十字の使命を果たしています。

この3つの機関代表にジュネーブ条約締結国の代表も加えた「赤十字・赤新月国際会議」は、赤十字・赤新月運動の最高議決機関であり、原則として4年毎に開催されます。

この会議では、政治的性格をもつ討論の裁定はできません。ジュネーブ条約等について協議を行い、また国際赤十字・赤新月運動全体に関わる問題について協議します。それぞれの国の赤十字・赤新月社代表と政府代表、ICRCの代表、IFRCの代表が一票ずつの投票権を持っています。

なお、2009年11月から2017年11月まで、当時の日本赤十字社社長 近衛忠輝がアジア地域出身者として初めて国際赤十字・赤新月社連盟会長に就任いたしました。



赤十字国際委員会 (ICRC)

各国赤十字社、赤新月社等一覧

(令和7年4月1日現在)

国際 委員会 承認順	国名・地域名	国際 委員会 承認年	マーク	国際 委員会 承認順	国名・地域名	国際 委員会 承認年	マーク	国際 委員会 承認順	国名・地域名	国際 委員会 承認年	マーク	国際 委員会 承認順	国名・地域名	国際 委員会 承認年	マーク
1	ベルギー	1864	+	49	エルサルバドル	1925	+	97	トリニダード・トバゴ	1963	+	145	モザンビーク	1988	+
2	イタリア	1864	+	50	カナダ	1927	+	98	ブルンジ	1963	+	146	ドミニカ国	1989	+
3	スウェーデン	1865	+	51	ドミニカ共和国	1927	+	99	ベナン	1963	+	147	セントビンセント及び グレナディーン諸島	1989	+
4	ノルウェー	1865	+	52	オーストラリア	1927	+	100	マダガスカル	1963	+	148	ソロモン諸島	1991	+
5	スイス	1866	+	53	インド	1929	+	101	ネパール	1964	+	149	セーシェル	1992	+
6	オーストリア	1867	+	54	ニュージーランド	1932	+	102	ジャマイカ	1964	+	150	セントクリストファー・ネビス	1992	+
7	トルコ	1868	☾	55	イラク	1934	☾	103	ウガンダ	1965	+	151	アンティグア・バーブーダ	1992	+
8	オランダ	1868	+	56	ハイチ	1935	+	104	ニジェール	1965	+	152	ナミビア	1993	+
9	英国	1870	+	57	エチオピア	1935	+	105	ケニア	1966	+	153	スロバキア	1993	+
10	デンマーク	1876	+	58	ホンジュラス	1938	+	106	ザンビア	1966	+	154	チェコ	1993	+
11	ルーマニア	1876	+	59	ミャンマー	1939	+	107	マリ	1967	+	155	スロベニア	1993	+
12	ギリシャ	1877	+	60	アイルランド	1939	+	108	クウェート	1968	☾	156	クロアチア	1993	+
13	ベルー	1880	+	61	リヒテンシュタイン	1945	+	109	ガイアナ	1968	+	157	セルビア	1993	+
14	アルゼンチン	1882	+	62	シリア	1946	☾	110	ソマリア	1969	☾	158	ウクライナ	1993	+
15	ハンガリー	1882	+	63	レバノン	1947	+	111	ボツワナ	1970	+	159	バヌアツ	1993	+
16	米 国	1882	+	64	フィリピン	1947	+	112	マラウイ	1970	+	160	マルタ	1993	+
17	ブルガリア	1885	+	65	モナコ	1948	+	113	レソト	1971	+	161	アンドラ	1994	+
18	ポルトガル	1887	+	66	パキスタン	1948	☾	114	バーレーン	1972	☾	162	赤道ギニア	1994	+
19	日 本	1887	+	67	ヨルダン	1948	☾	115	モーリタニア	1973	☾	163	トルクメニスタン	1995	☾
20	スペイン	1893	+	68	インドネシア	1950	+	116	シンガポール	1973	+	164	ウズベキスタン	1995	☾
21	ベネズエラ	1896	+	69	サンマリノ	1950	+	117	バングラデシュ	1973	☾	165	アルメニア	1995	+
22	ウルグアイ	1900	+	70	スリランカ	1952	+	118	フィジー	1973	+	166	アゼルバイジャン	1995	☾
23	南アフリカ	1900	+	71	ドイツ	1952	+	119	中央アフリカ	1973	+	167	ベラルーシ	1995	+
24	フランス	1907	+	72	アフガニスタン	1954	☾	120	ガンビア	1974	+	168	北マケドニア共和国	1995	+
25	チリ	1909	+	73	大韓民国	1955	+	121	コンゴ共和国	1976	+	169	ブルネイ	1996	☾
26	キューバ	1909	+	74	朝鮮民主主義人民共和国	1956	+	122	バハマ	1976	+	170	キルギス共和国	1997	☾
27	メキシコ	1912	+	75	ラオス	1957	+	123	バブアニューギニア	1977	+	171	キリバス	1997	+
28	中 国	1912	+	76	チュニジア	1957	☾	124	モーリシャス	1977	+	172	パラオ	1997	+
29	ブラジル	1912	+	77	スーダン	1957	☾	125	エスワティニ	1979	+	173	タジキスタン	1997	☾
30	ルクセンブルク	1914	+	78	ベトナム	1957	+	126	トンガ	1981	+	174	ジョージア	1997	+
31	ポーランド	1919	+	79	モロッコ	1958	☾	127	カタール	1981	☾	175	ガボン	1999	+
32	フィンランド	1920	+	80	リビア	1958	☾	128	イエメン	1982	☾	176	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001	+
33	タイ	1920	+	81	ガーナ	1959	+	129	ルワンダ	1982	+	177	モルドバ	2001	+
34	ロシア	1921	+	82	リベリア	1959	+	130	ジンバブエ	1983	+	178	クック諸島	2002	+
35	コスタリカ	1922	+	83	モンゴル	1959	+	131	ベリーズ	1984	+	179	カザフスタン	2003	☾
36	コロンビア	1922	+	84	カンボジア	1960	+	132	サモア	1984	+	180	ミクロネシア	2003	+
37	パラグアイ	1922	+	85	ナイジェリア	1961	+	133	バルバドス	1984	+	181	コモロ	2005	☾
38	エストニア	1922	+	86	トゴ	1961	+	134	カーボベルデ	1985	+	182	東ティモール	2005	+
39	ボリビア	1923	+	87	シエラレオネ	1962	+	135	サントメ・プリンシペ	1985	+	183	イスラエル	2006	◆
40	ラトビア	1923	+	88	ブルキナファソ	1962	+	136	ギニアビサウ	1986	+	184	パレスチナ	2006	☾
41	エクアドル	1923	+	89	コンゴ民主共和国	1963	+	137	アラブ首長国連邦	1986	☾	185	モンテネグロ	2006	+
42	アルバニア	1923	+	90	マレーシア	1963	☾	138	セントルシア	1986	+	186	モルディブ	2011	☾
43	グアテマラ	1923	+	91	アルジェリア	1963	☾	139	ギニア	1986	+	187	キプロス	2012	+
44	リトアニア	1923	+	92	カメルーン	1963	+	140	アンゴラ	1986	+	188	南スーダン	2013	+
45	エジプト	1924	☾	93	コートジボワール	1963	+	141	スリナム	1986	+	189	ツバル	2015	+
46	パナマ	1924	+	94	サウジアラビア	1963	☾	142	ジブチ	1986	☾	190	マーシャル諸島	2017	+
47	イラン	1924	☾	95	セネガル	1963	+	143	グレナダ	1987	+	191	ブータン	2019	+
48	アイスランド	1925	+	96	タンザニア	1963	+	144	チャド	1988	+				

+ は赤十字社(156社) ☾ は赤新月社(34社)(※) ◆ はイスラエル・ダビデの赤盾社
 ※標章としての赤新月の向きについては、特に定めはない。それぞれの社が設立時に右向き又は左向きを定める。

10. 日本赤十字社の概況



主唱者
元老院議員 佐野 常民

日本赤十字社の創立

日本赤十字社は、明治10年（1877年）5月1日に創立されました。これを主唱したのは佐野常民（佐賀県出身）という人で、慶応3年（1867年）と明治6年（1873年）の2回ヨーロッパを旅行して、各国に赤十字という組織があることを知りました。

明治10年（1877年）、西南の役が起ったとき、佐野常民は元老院議員でしたが、同じ元老院議員の大給恒と語り合い、ヨーロッパ各国にある赤十字と同じような組織をつくり、西南の役における両軍の傷病者を救援しようと計画したのです。そして、それを博愛社と名づけ、政府に願書を提出しました。

その願書に記された、敵も味方も区別なく助けるという趣旨は、当時の人びとになかなか受け入れられませんでした。

そこで、佐野常民は願書をもって熊本に赴き、ときの征討総督有栖川宮熾仁親王に直接、許可を願い出ました。明治10年（1877年）5月1日のことです。5月3日にいたり、有栖川宮熾仁親王が博愛社の創設をお認めになりました。

これが、後の日本赤十字社で、日本赤十字社では、佐野常民が有栖川宮熾仁親王に博愛社創設の願書を提出した明治10年5月1日を創立日と定めています。その時の博愛社の記章は、白地に赤十字ではなく日の丸の下に赤で横に一本線を引いたものでした。

西南の役における博愛社の活動は、世の人びとを驚かせました。敵の傷病兵まで助けるということが、どうしても理解できなかつたのでしょう。

西南の役が終わると、佐野常民らは、わが国も世界の赤十字に仲間入りすることを希望し、とりあえず江戸時代の蘭学者シーボルトの長男・シーボルト男爵の援助を得て、政府にジュネーブ条約に加盟するよう働きかけました。こうして、日本政府は明治19年（1886年）6月5日、ジュネーブ条約に加盟、11月15日に公布して、ジュネーブ条約に加わることになりました。

日本政府がジュネーブ条約に加盟しましたので、博愛社も明治20年（1887年）5月20日、日本赤十字社と改めました。そして、世界の赤十字の仲間に入るため赤十字国際委員会に申請し、9月2日に承認されました。



■ 日本赤十字社 社 章

桐竹鳳凰の社章

日本赤十字社の社章は、桐竹鳳凰の紋の中に赤十字を配したものである。

明治20年、佐野初代社長が昭憲皇太后にお目にかかった折、日本赤十字社の徽章をいただきたいとお願ひしたところ、頭にさされていたかんざしに彫りつけてある模様の桐竹鳳凰がよかろうと仰せになって、社章をきめられたといわれております。

日本赤十字社のしくみ

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて設置された認可法人です。日本赤十字社は、毎年一定の資金を納める会員及び様々な活動を展開するボランティアによって支えられ、また事務局として事業を行う本社・支部、事業を実施する施設として病院・血液センター・社会福祉施設などがあり、多角的に赤十字事業を展開しています。



現在の日本赤十字社本社

会員、社員制度とは

日本赤十字社法で、「日本赤十字社は、社員をもって組織する」と規定されています。

ここでいう「社員」については、株式会社などの会社員という意味に捉えられてしまうことがあり、わかりにくさもあったため、平成29年度に日本赤十字社定款を一部変更し、「社員」を「会員」に改め、「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」と規定しました。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わず、だれでも会員になることができ、また法人も会員として加入することができます。

会員は、日本赤十字社の組織の基礎をなすものです。したがって会員の増減はそのまま社業の消長に直結するものですから、一人でも多く、また一社でも多く会員に加入していただくように努めています。

2025年（令和7年）3月31日現在の会員数は、個人社員が約19.7万人、法人社員が約7.6万法人となっています。

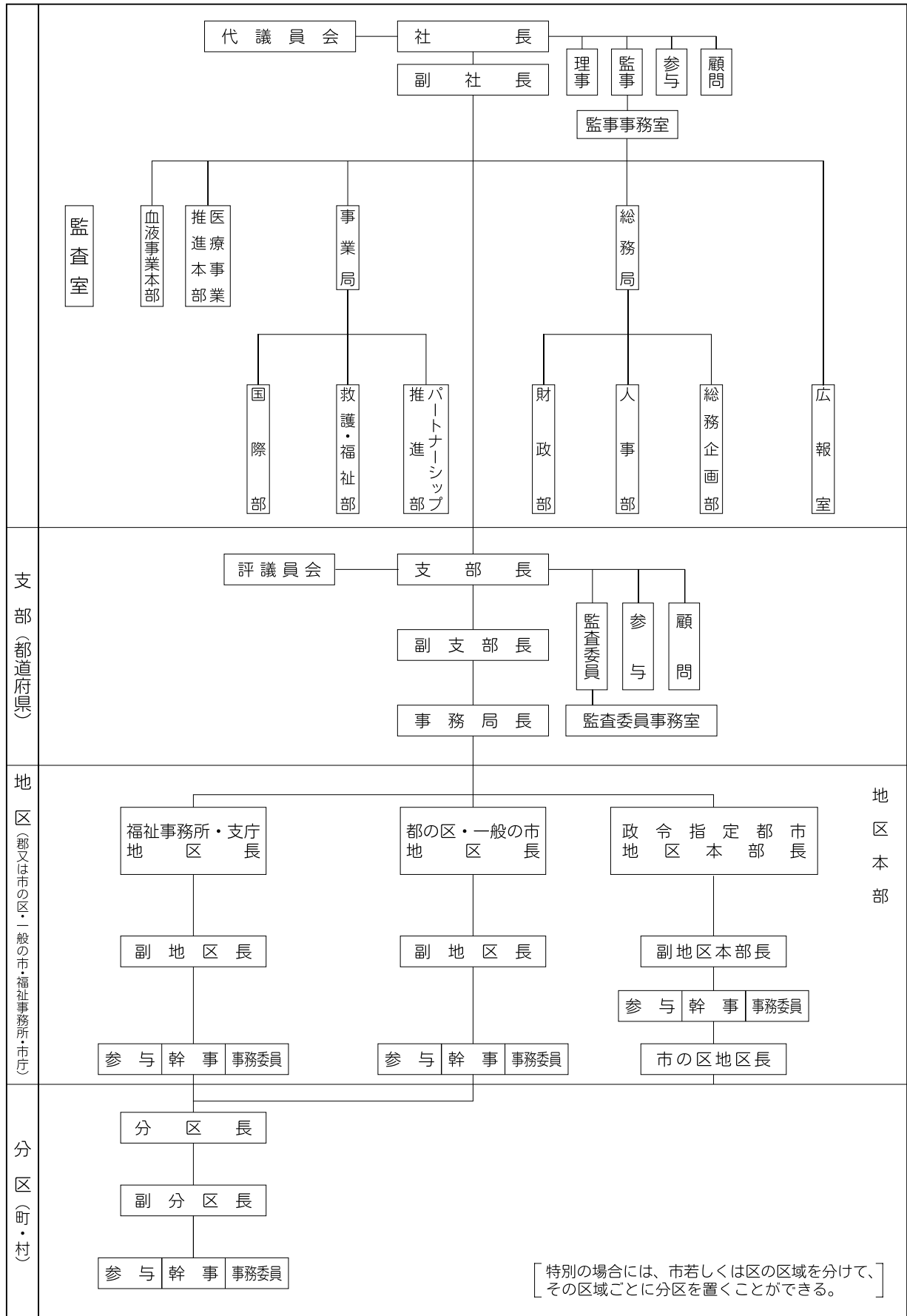
日本赤十字社の会員は、毎年2,000円以上の「会費」を納入する義務があります。

また、会員は次のような権利を有しています。

- ア 日本赤十字社の役員、代議員を選出したり、選出されたりすること。
（ただし法人会員には被選挙権がありません。）
- イ 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
（公告をもってこれに代えることができます。）
- ウ 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

日本赤十字社の最高議決機関は、代議員会であり、会員の中から選ばれた代議員により構成されています。この代議員会において、社長、副社長、理事及び監事の選出並びに事業計画、予算・決算等の審議及び決定が行われます。

日本赤十字社の機構



日本赤十字社現勢

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

日本赤十字社スローガン 人間を救うのは、人間だ。

赤十字の基本原則 人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性

1949年のジュネーブ四条約締約国

196カ国

世界の赤十字社・赤新月社等

191社

1. 沿革

明治10年(1877) 5月1日 博愛社設立
明治20年(1887) 5月20日 日本赤十字社に改称
昭和27年(1952) 8月14日 日本赤十字社法制定

2. 名誉総裁・名誉副総裁

名誉総裁 皇后陛下
名誉副総裁 秋篠宮皇嗣妃殿下
常陸宮殿下・同妃華子殿下
寛仁親王妃信子殿下
高円宮妃久子殿下

3. 会員

個人 19.7万人
(令和7年3月31日現在) 法人 7.6万人

4. 評議員

2,004人

5. 代議員

223人

6. 役員(令和7年7月1日現在)

社長 清家 篤(常勤)
副社長 鈴木 俊彦(常勤) 筒井 義信(非常勤)
理事 61人(常勤5人、非常勤56人)
監事 3人(常勤1人、非常勤2人)

7. 青少年赤十字(令和7年3月31日現在)

幼稚園・保育所等	1,778校	133,361人
小学校	6,956校	1,868,411人
中学校	3,441校	936,117人
高等学校	1,732校	343,608人
特別支援学校	234校	24,560人
その他	163校	39,403人
計	14,304校	3,345,460人
指導者	274,847人	

8. 赤十字ボランティア(令和7年3月31日現在)

地域赤十字奉仕団	2,048団	634,747人
青年赤十字奉仕団	149団	5,108人
特殊赤十字奉仕団	603団	26,853人
個人ボランティア等	-	11,320人
計	2,800団	678,028人

9. 救急法等の講習

	資格登録者数(令和7年3月31日現在)		受講者数 (令和6年度)
	指導者	救急員等	
救急法基礎講習	10,986人	138,397人	39,373人
救急法	7,001人	61,390人	331,455人
水上安全法	1,488人	4,989人	50,846人
雪上安全法	227人	773人	274人
幼児安全法	2,270人	9,351人	63,679人
健康生活支援講習	1,701人	5,691人	50,397人
計	23,673人	220,591人	536,024人

10. 看護師等の教育

施設数	一学年養成定員	
	看護師	助産師
大学(大学院併設)	6	15校 1,115人
短期大学	1	6校 88人
看護専門学校	9	6校 174人
助産師学校	1	1校 120人
幹部看護師研修センター	1	1校 30人
計	18	

11. 国際活動

国際救援・開発要員派遣(令和6年度)	14カ国	のべ45人
国際赤十字・赤新月社連盟出向(令和6年度)	3人(スイス、マレーシア)	
国際活動費(令和6年度)		68億6千万円

12. 国内災害救護

救護員数	9,084人(常備救護班要員を含む)	
常備救護班	490班	6,226人
無線局	(令和7年3月31日現在) 3,089局	
救護車両	2,183台	
赤十字飛行隊(特殊奉仕団)	78人	
災害における救護員出動数(令和6年度)	905人	
救護物資配分数(毛布・安眠セット・緊急セット)(令和6年度)	10,872個	
令和6年度取扱災害義援金額(令和7年3月31日現在)	321億7,941万5,307円	

13. 医療事業

施設数		
病院	診療所	5
	老人保健施設	4
	介護医療院	5
病床総数	34,083床(令和7年3月31日現在)	
総患者数(令和6年度)		1日平均
入院	981万人	2.7万人
外来	1,537万人	6.3万人

14. 血液事業

施設数			
地域血液センター	47	ブロック血液センター	7
附属施設	168	附属施設(製造所)	4
(献血ルーム115を含む)			
献血者数(令和6年度)		供給本数(令和6年度)	
成分献血	155万人	輸血用製剤	1,737万本
400mL献血	331万人	車両台数(令和7年3月31日現在)	
200mL献血	12万人	献血運搬車	767台
計	499万人	移動採血車	275台

15. 社会福祉事業

児童福祉施設数(定員)		
乳児院	8(282)	医療型障害児入所施設
保育所	3(329)	3(284)
児童養護施設	1(40)	
老人福祉施設数(定員)		
特別養護老人ホーム(併設ケアハウス20人を含む)	8(773)	
障害者福祉施設数(定員)	複合型施設	1(定員)
障害者支援施設	1(50)	特別養護老人ホーム
視覚障害者情報提供施設	2	介護老人保健施設
補装具製作施設	1	(100)
		高齢者グループホーム
		(18)
		障害者支援施設
		(10)

16. 職員数(施設数)

職員数	
本社(1)	562人
支部(47)	705人
医療事業(114)	59,881人
血液事業(226)	5,758人
社会福祉事業(28)	1,209人
計	68,115人

17. 会計(令和7年度当初予算)

一般会計	本社	170億8千万円
	支部	187億8千万円
医療施設特別会計		1兆2,509億9千万円
血液事業特別会計		1,683億4千万円
社会福祉施設特別会計		169億8千万円

(特に断りのない統計数字等は、令和7年4月1日現在)

11. 日本赤十字社長崎県支部の概況

(令和8年3月31日現在)

支部役職員

支 部 長	平 田 研					
副 支 部 長	池 田 久美子	馬 郡 謙 一				
本 社 理 事	馬 郡 謙 一					
本 社 代 議 員	池 田 久美子	馬 郡 謙 一	辻 宏 成	(欠員)		
監 査 委 員	大 岩 道 子	納 所 佳 民	中 嶋 久 光			
顧 問	外 間 雅 広	永 安 武				
参 与	新 田 惇 一	尾 崎 正 英	川 村 喜 美	桑 原 一 馬		
	山 口 伸 一	中 尾 善 蔵	柳 尾 吉 嗣	松 田 謙 治		

評 議 員

長	崎 山 口 伸 一	嶋 崎 真 英	早 田 末 敏	橋 田 慶 信
	宮 崎 武 洋	兒 玉 涼 子		
佐 世 保	深 江 海 人	永 島 厚 子	白 石 光 春	(欠員)
島 原	古 川 隆 三 郎	松 尾 豪 彦		
諫 早	大 久 保 潔 重	寺 井 雄 一		
大 村	園 田 裕 史	有 川 晃 治		
平 戸	松 尾 有 嗣	宮 本 照 芳		
松 浦	友 田 吉 泰	大 久 保 美 樹 子		
対 馬	比 田 勝 尚 喜	多 田 満 國		
壱 岐	篠 原 一 生	安 川 哲 子		
五 島	出 口 太	中 里 和 彦		
西 海	瀬 川 光 之	宮 崎 正 宏		
雲 仙	金 澤 秀 三 郎	本 多 周 太		
南 島 原	松 本 政 博	本 田 利 峰		
西 彼 杵	山 上 広 信	池 田 健 也		
東 彼 杵	岡 田 伊 一 郎	山 里 勝 己		
北 松 浦	濱 野 互	山 里 勝 己		
上 五 島	石 田 信 明			
支部長選出	松 藤 章 喜	辻 宏 成	(欠員)	(欠員)

支部事務局長並びに施設長

支 部 事 務 局 長	田 中 紀 久 美
長 崎 原 爆 病 院 長	谷 口 英 樹
長 崎 原 爆 諫 早 病 院 長	福 島 喜 代 康
長 崎 県 赤 十 字 血 液 セ ン タ ー 所 長	木 下 郁 夫

沿革

長崎県支部関係

- 明治10. 3. 23 西南の役での戦傷病者を既存の長崎病院に収容し治療をしていたが、同年5月19日
バラック建病舎4棟を建設して長崎軍団病院とした。
- 〃 10. 5. 1 博愛社創設と同時に大阪・熊本・鹿児島・長崎に支局が設けられる。
- 〃 10. 7. 1 博愛社長崎支局の委員として北島秀朝県令（知事）が委嘱された。
- 〃 10. 11. 17 西南の役での戦傷病者を長崎から大阪に全員搬送する。（船便）
- 〃 19. 11. 15 日本政府はジュネーブ条約に加盟を公布。
- 〃 20. 5. 20 博愛社を「日本赤十字社」に改める。
- 〃 21. 2. 24 日本赤十字社長崎委員会が発足、事務所を長崎県庁内に置く。
- 〃 27. 6. 8 長崎委員会を日本赤十字社長崎支部に改める。
- 大正6. 12. 長崎市新橋町1番地に支部庁舎を新築落成し、支部の事務所を移す。
- 昭和27. 10. 31 定款を改正して、「日本赤十字社長崎県支部」と改称。
- 〃 44. 4. 1 長崎市所有の長崎原爆病院敷地と長崎市新橋町の日赤所有の土地建物を交換。
- 〃 46. 10. 1 長崎市魚の町3の28（県有地）に日赤会館を建設して、支部・血液センターを移転。
- 〃 52. 11. 10 九州八県支部連合赤十字大会を秩父宮妃殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 55. 3. 31 日赤会館に6階を増築して会議室等に利用。
- 〃 55. 9. 30 西彼杵郡大瀬戸町雪ノ浦にベトナム難民援護施設「大瀬戸寮」を開設し、難民40名を収容。
- 〃 56. 5. 12 難民残留者9名は宮崎県支部施設に移住。第1次収容者全員転出。
- 〃 57. 7. 23 7.23長崎大水害
本社からの救援物資及び全国から寄せられた救援物資の被災地への輸送等の活動を行なう。
- 〃 59. 11. 8 九州八県支部連合赤十字大会を常陸宮妃殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 63. 12. 13 支部創設100周年記念式開催（県総合福祉センター）。
- 平成元. 1. 7 長崎県赤十字血液センターの新築移転に伴い、庁舎を一部改造し、講習室・会議室
等を整備。
- 〃 元. 10. 1 大瀬戸寮収容定員50名を一部増設して90名の定員とする。
- 〃 3. 6. 3 雲仙普賢岳噴火大規模火砕流発生（死者43名）（日赤長崎県支部災害対策本部設置）
- 〃 6. 11. 17 九州八県支部連合赤十字大会を寛仁親王妃信子殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 7. 3. 31 大瀬戸寮閉所。
- 〃 7. 12. 16 雲仙普賢岳噴火活動停止と共に陸上自衛隊災害派遣隊撤収。
- 〃 10. 9. 25 九州八県支部合同災害救護訓練を南高来郡小浜町諏訪の池で開催。
～26
- 〃 11. 10. 18 日本赤十字社長崎県支部殉職救護員慰霊祭挙行及び慰霊碑建立。
- 〃 14. 11. 6 九州八県支部連合赤十字大会を寛仁親王妃信子殿下ご臨場のもと長崎市公会堂で開催。
- 〃 15. 11. 25 上海市紅十字会と友好交流合意書の調印式を行う。
- 〃 16. 10. 28 10月23日新潟県中越地震災害の発生により、医療救護班及び連絡調整員を新潟県
～11. 1 小千谷市に派遣し救護活動を行う。
- 〃 18. 12. 3 九州八県支部合同災害救護訓練を島原市平成町安徳海岸埋立地で開催。
～4
- 〃 19. 10. 29 日赤紺綬・有功会会長協議会総会を長崎県で開催。
～30
- 〃 20. 11. 16 日本赤十字社長崎県支部創設120周年記念式を開催。
- 〃 22. 11. 25 九州八県赤十字大会を常陸宮妃殿下ご臨場のもと長崎ブリックホールで開催。
- 〃 23. 3. 14 3月11日東日本大震災の発生により、医療救護班及び連絡調整員を宮城県石巻市に
派遣し救護活動を行う。

- 平成25. 3. 29 災害対応能力強化整備として、通信指令車を配備。
- 〃 25. 6. 30 災害対応能力強化整備として、救護員輸送車、ドラッシュテント（救護テント）を配備。
- 〃 26. 9. 5 災害対応能力強化整備として、ドラッシュテント（救護テント）用発電機を配備。
- 〃 27. 11. 29 九州八県支部合同災害救護訓練を長崎市伊王島町で開催。
～30
- 〃 28. 2. 12 日本赤十字社長崎県支部の新築工事起工式を長崎市茂里町で実施。
- 〃 28. 4. 15 熊本地震災害（4月14日：前震、4月16日：本震）の発生により、医療救護班及び連絡調整員、長崎県赤十字防災ボランティア等を熊本県（熊本市、益城町、南阿蘇村）に派遣し救護活動を行う。
- 〃 29. 4. 24 核兵器の禁止及び廃絶にかかる国際赤十字・赤新月運動会議（長崎）をホテルニュー
～26 長崎で開催。
- 〃 29. 10. 20 長崎原爆病院の新築工事に伴い、長崎赤十字会館（日赤長崎県支部）での被爆者カルテの保管を開始。
- 〃 30. 7. 16 平成30年7月豪雨災害の発生により、医療救護班及び連絡調整員を広島県安芸郡坂
～19 町に派遣し救護活動を行う。
- 令和元. 8. 30 九州八県赤十字大会の開催を中止。（三笠宮妃殿下ご臨場のもと長崎ブリックホールで開催する予定であったが、令和元年8月豪雨災害の発生に伴い、日本赤十字社の大きな使命である災害救護を優先し、開催を中止）
- 〃 元. 8. 31 令和元年8月豪雨災害の発生により、医療救護班及び連絡調整員を佐賀県武雄市内
～ 9. 2 に派遣し救護活動を行う。
- 〃 2. 3. 16 日本赤十字社長崎県支部（長崎市茂里町）の新築工事竣工。（支部新社屋での業務は3月1日より開始）
- 〃 2. 7. 11 令和2年7月豪雨災害の発生により、医療救護班及び災害医療コーディネート・チームを熊本県人吉市に派遣し救護活動を行う。
- 〃 3. 8. 11 令和3年8月大雨災害の発生により、義援金の募集を行う。
- 〃 5. 2. 28 長崎市茂里町に、新たな災害救護倉庫完成。
- 〃 6. 1. 16 令和6年能登半島地震の発生により、医療救護班及び災害医療コーディネート・チ
～ 3. 29 ーム、こころのケア班、病院支援員を能登半島に派遣し、救援活動等を行う。
- 〃 7. 3. 26 災害救援車（トラック）を更新。

長崎原爆病院関係

- 昭和33. 5. 20 長崎原爆病院開設。（長崎市片淵町）
- 〃 36. 2. 1 増床（311床）のため増築。
- 〃 36. 4. 22 原子力放射能障害対策研究所を併設。
- 〃 36. 4. 24 昭和天皇・皇后両陛下行幸啓の栄に浴する。
- 〃 36. 6. 25 高松宮・同妃両殿下ご慰問のためご来院。
- 〃 38. 4. 20 秩父宮妃殿下ご慰問のためご来院。
- 〃 39. 12. 26 総合病院として認可される。（11科となる）
- 〃 44. 4. 1 開設当初の覚書にもとづき、経営・管理の一切を長崎市から日赤に移管。
- 〃 47. 4. 1 本館外来部分を改築して病床（360床）を増床。
- 〃 57. 11. 29 長崎原爆病院新築移転落成式。（三笠宮妃殿下のご臨席を賜る）
- 〃 57. 12. 12 長崎原爆病院入院患者を旧院から新院に移送。
- 平成2. 5. 18 今上天皇・皇后両陛下行幸啓の栄に浴する。
- 〃 6. 11. 17 寛仁親王妃信子殿下御視察。
- 〃 8. 11. 17 皇太子・同妃両殿下ご慰問のため御行啓。
- 〃 10. 4. 1 麻酔科増設。（12科となる）
- 〃 12. 2. 1 救急告示指定病院として認定される。

- 〃 14. 3. 11 オーダリングシステム運用開始。
- 平成14. 12. 9 地域がん診療連携拠点病院に指定される。
- 〃 15. 9. 30 大韓赤十字社大邱赤十字病院と姉妹病院の提携。
- 〃 16. 3. 31 臨床研修指定病院に指定される。
- 〃 16. 7. 26 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価(一般病院種別B)認定。
- 〃 18. 7. 1 DPC包括算定病院に指定される。
- 〃 19. 4. 1 看護配置基準7対1の認可を受ける。
- 〃 20. 5. 20 長崎原爆病院開院50周年祝賀会を開催。
- 〃 21. 1. 13 電子カルテシステム運用開始。
- 〃 21. 3. 20 長崎DMAT指定病院に指定。
- 〃 21. 4. 1 「産婦人科」を「婦人科」に改正し、「小児科」を廃止する。神経内科を増設し、14診療科となる。
- 〃 21. 10. 2 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価(Ver.5)認定更新
- 〃 21. 11. 17 長崎地域医療連携ネットワークシステム「あじさいネット」の情報提供病院として登録・開始。
- 〃 22. 4. 1 「産婦人科」を「婦人科」に改正し、「小児科」を廃止する。神経内科を増設する。
- 〃 23. 3. 14 東日本大震災の救護活動のため宮城県石巻市への救護班(長崎県支部第1班)派遣。
- 〃 23. 10. 19 フィリピン保健医療支援事業へ国際救援・開発協力要員(看護師1名)派遣。
- 〃 25. 3. 29 災害対応能力強化整備として、新型救急車(ドクターカー)を配備。
- 〃 26. 3. 1 PET-CT装置を整備。
- 〃 26. 4. 1 放射線治療科を増設し、15診療科となる。
- 〃 26. 10. 1 地域包括ケア病棟(1病棟39床)を設置。病床数を350床とする。
消化器内科、消化器外科、病理診断科を増設し18診療科とする。
- 〃 27. 4. 1 形成外科を開設し19診療科となる。
- 〃 27. 10. 1 新立体駐車場の運用開始。
- 〃 28. 2. 12 長崎原爆病院の新築工事起工式を実施。
- 〃 30. 3. 31 長崎原爆病院新本館完成。
- 〃 30. 4. 1 緩和ケア内科を増設し20診療科となる。
- 〃 30. 5. 2 長崎原爆病院新本館へ移転、開院。
- 〃 31. 1. 25 地域医療支援病院に承認される。
- 〃 31. 4. 1 循環器内科を増設し21診療科となる。
- 令和2. 3. 16 長崎原爆病院の新築工事竣工。
- 〃 2. 3. 30 地域災害拠点病院に指定される。
- 〃 2. 4. 1 新築工事竣工に伴い病床数を315床とする。
- 〃 2. 7. 1 緩和ケア病棟を開設し、15階病棟18床で運用を開始する。
- 〃 2. 11. 1 糖尿病・内分泌内科、呼吸器内科、血液内科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科を増設し、26診療科となる。
- 〃 3. 3. 16 職員向け福利厚生施設完成(訪問看護ステーション、託児所、洗濯室)。
- 〃 5. 12. 8 手術支援ロボットを整備。
- 〃 6. 3. 8 公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価(一般病院2 3rdG:Ver3.0)認定。
- 〃 6. 4. 1 腎臓内科を増設し、27診療科となる。

長崎原爆諫早病院関係

- 平成16. 11. 15 旧長崎県立成人病センター多良見病院改修工事着工。
- 〃 17. 3. 31 旧長崎県立成人病センター多良見病院改修工事竣工・引渡し
病院継承式。
- 〃 17. 4. 1 旧長崎県立成人病センター多良見病院の委譲を受け、日本赤十字社長崎原爆諫早病院として開設。(諫早市多良見町)

病床数140床（一般112床、結核20床、ドック8床）（一般）Ⅰ群入院基本料2
（結核）特別入院基本料1 職員数 117名

- 平成17. 4. 4 外来診療を開始。
- 〃 17. 4. 17 病院開院式典を挙げる。
- 〃 18. 4. 1 10対1入院基本料（一般・結核）の認可を受ける。
- 〃 18. 7. 1 睡眠医療認定医療機関の認定を取得。
- 〃 18. 7. 1 敷地内を禁煙としニコチン依存症管理料の算定開始。
- 〃 19. 1. 24 日本内科学会教育関連病院の認定を取得。
- 〃 19. 4. 1 一般病床のうち8床を亜急性病床として認可を受ける。
- 〃 19. 6. 1 7対1入院基本料（一般・結核）の認可を受ける。
病棟の勤務体制を2交替制（3人夜勤）へ変更。 職員数 143名
- 〃 20. 3. 1 日本感染症学会研修施設の認定を取得。
- 〃 20. 6. 16 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価（Ver.5.0）の認定を受ける。
- 〃 22. 2. 17 医用画像管理システム（PACS）運用開始。
- 〃 22. 4. 1 日本肝臓学会認定施設の認定を取得。
- 〃 23. 1. 11 日本消化器病学会認定施設の認定を取得。
- 〃 23. 3. 19 東日本大震災の救護活動のため宮城県石巻市への救護班（長崎県支部第2班）派遣。
- 〃 23. 10. 17 オーダリングシステム整備。
- 〃 25. 3. 29 災害対応能力強化整備として、新型救急車を配備。
- 〃 25. 6. 16 (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価（Ver.6.0）の認定を取得。
- 〃 26. 11. 10 CT装置を更新。
- 〃 27. 3. 1 地域包括ケア入院医学管理料Ⅰの許可を受ける。3階病棟を12床地域包括病床とする。
- 〃 27. 8. 22 人間ドック健診施設機能評価（Ver.3.0）の認定を取得。
- 〃 28. 4. 15 熊本地震の救護活動のため熊本県上益城郡及び阿蘇郡への救護班派遣。
以後5月までに救護班3班（18名）、熊本赤十字病院支援1名派遣。
- 〃 28. 7. 1 訪問看護ステーションの開設。
- 〃 28. 8. 1 人間ドック健診施設機能評価委員会が定める保健指導実施設の認定取得。
- 〃 28. 10. 1 入院病床の再編を行い、病床数131床とする。
（一般病床51床、地域包括病床52床、結核病床20床、人間ドック8床）
- 〃 30. 6. 1 医師による訪問診療の開始。
- 令和2. 2. 23 新型コロナウイルス感染症の流行に備えて長崎県下の結核患者受け入れを開始。
- 〃 2. 7. 11 令和2年7月豪雨の救護活動のため熊本県人吉市周辺への救護班派遣。
- 〃 2. 9. 24 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関に指定される。
- 〃 2. 11. 2 新型コロナウイルス感染症に係る地域外来・検査センターを設置。
- 〃 2. 10. 1 入院病床の再編を行い、病床数130床とする。
（一般病床39床、地域包括病床63床、結核病床20床、人間ドック8床）
- 〃 3. 1. 13 新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定される。
- 〃 3. 4. 1 人間ドック健診施設機能評価（Ver.4.0）の認定を取得。
- 〃 5. 3. 12 電子カルテシステム運用開始。
- 〃 5. 12. 18 MRI装置を導入。
- 〃 6. 6. 1 10対1入院基本料（一般・結核）に変更する。
- 〃 6. 9. 24 CT装置を更新。

長崎県赤十字血液センター関係

- 昭和42. 3. 1 長崎県赤十字血液センター原爆病院出張所として業務開始。
// 42. 11. 1 長崎県長崎赤十字血液センターに名称変更。
// 46. 4. 1 長崎赤十字血液センターとして独立。五島出張所を管内に編入。
// 46. 10. 1 長崎市魚の町3の28長崎赤十字会館に庁舎移転。
// 51. 3. 31 検査室・製剤室増築。
// 51. 4. 1 組織に部制を設け2部4課9係とする。
// 54. 4. 1 長崎県赤十字血液センターに名称変更。
// 55. 4. 1 登録課設置。2部5課10係となる。
// 57. 6. 10 五島出張所を廃止。
// 58. 4. 1 供給課・検査課設置。2部7課10係となる。
// 60. 7. 18 長崎県赤十字血液センター浜町出張所（献血ルームはまのまち）開設。2部7課1出張所10係となる。
// 61. 12. 4 長崎県赤十字血液センター4階内部拡張。（検査室拡充）
// 63. 7. 15 長崎県赤十字血液センター（長崎市昭和町3丁目256-11）新築着工。
平成元. 2. 28 長崎県赤十字血液センター完成。
// 元. 3. 22 長崎県赤十字血液センター庁舎移転完了。
// 2. 4. 1 採血課採血係を採血一係、採血二係に組織変更。2部7課1出張所11係となる。
// 2. 11. 1 長崎県赤十字血液センター浜町出張所（献血ルームはまのまち）全面改装オープン。
// 3. 4. 1 供給課供給係を供給一係、供給二係に組織変更。浜町出張所に管理係を設置。2部7課1出張所13係となる。
// 3. 10. 1 供給課供給一係、供給二係を供給係、医薬情報係に名称変更。
// 3. 12. 25 長崎県骨髓データセンター設置。
// 6. 11. 17 寛仁親王妃信子殿下御視察。
// 8. 9. 1 検査課品質管理係を設置。2部7課1出張所14係となる。
// 10. 4. 1 佐世保赤十字血液センターの検査業務を長崎県赤十字血液センターに一本化、検査集中化開始。
// 14. 4. 1 運営形態を変更し、長崎県赤十字血液センターを本センターとする。人事・労務・財政・会計等の管理部門を本センターに統括。
// 15. 4. 1 長崎県佐世保赤十字血液センターの製剤業務を集約し、本センターに一本化する。大村地区の供給業務を本センターで開始。
// 16. 6. 27 新血液事業統一システム運用開始。（献血現場でも稼動）
// 16. 10. 1 献血者本人確認の全国実施。
// 17. 6. 1 福岡県赤十字血液センターへ一部検査委託。（HLA検査）
// 18. 4. 1 福岡県赤十字血液センターへ全ての検査業務を委託した。
// 18. 10. 1 全国一斉に「献血カード」が導入された。
// 19. 1. 16 保存前白血球除去（全血製剤）開始。
// 19. 2. 1 初流血除去（全血製剤）開始。
// 20. 1. 1 日本赤十字社九州血液センターで検査業務集約開始。
// 20. 3. 21 日本赤十字社九州血液センターで製剤業務集約開始。
// 20. 8. 21 第5回九州ブロック学生献血推進サミットが長崎市で開催された。
// 21. 3. 15 糖尿病関連の検査（グリコアルブミン検査）開始。
// 21. 4. 1 浜町出張所採血係を設置。2部5課1出張所9係となる。
// 21. 7. 16 第45回献血運動推進全国大会が佐世保市（アルカスSASEBO）で開催された。
// 22. 1. 27 英国滞在歴に関する献血制限が緩和される。

- 平成22. 4. 1 学術・品質情報課を設置。2部6課1出張所11係となる。
- 〃 22. 7. 18 「献血ルームはまのまち」が開設25周年を迎えた。
- 〃 22. 10. 1 献血時OCRチェックシステムが導入された。
- 〃 22. 12. 28 献血者の献血種別を問わず希望者には15項目の検査成績を通知することになった。
- 〃 23. 4. 1 採血基準の変更。(献血可能年齢の拡大、血色素量(ヘモグロビン濃度)の引上げ)
- 〃 24. 4. 1 広域事業運営体制の移行に伴い、日本赤十字社九州ブロック血液センターの管下施設となる。1部5課3出張所21係となる。
- 〃 25. 12. 9 長崎県赤十字血液センター採血施設をリニューアルし、「献血プラザながさき」とする。
- 〃 26. 5. 28 血液事業情報システムの導入に伴い、献血申込書(診療録)の電子カルテ化及び生体認証を導入。
- 〃 26. 9. 1 長崎県赤十字血液センター創立50周年。
- 〃 27. 2. 1 長崎市北部および時津・長与地区の医療機関への血液製剤の供給を直配化した。
- 〃 27. 3. 31 長崎県赤十字血液センター採血施設「献血プラザながさき」を閉所した。
- 〃 27. 3. 31 血液センターからの分画製剤の販売が終了した。(全国的)
- 〃 28. 3. 31 島原地区一部を除き、医療機関への血液製剤の委託配送を終了した。
- 〃 29. 3. 31 医療機関への血液製剤の委託配送を全て終了した。
- 〃 31. 3. 31 備蓄医療機関制度を廃止した。
- 〃 31. 4. 1 供給課を学術情報・供給課に、学術・品質情報課を品質情報課に組織変更。1部5課3出張所21係となる。
- 令和2. 12. 5 長崎県赤十字血液センター浜町出張所(献血ルームはまのまち)リニューアルオープン。
- 〃 7. 7. 30 細菌スクリーニング検査を導入した血小板製剤の供給を開始した。

長崎県赤十字血液センター佐世保出張所関係

- 昭和39. 9. 1 長崎県赤十字血液銀行を佐世保市に開設。
- 〃 39. 12. 1 名称を「長崎県赤十字血液センター」に改める。
- 〃 41. 10. 24 長崎原爆病院出張所を長崎市に、大村市出張所を大村市に開設。
- 〃 41. 11. 1 長崎市に出張所を開設。
- 〃 41. 11. 1 諫早市に出張所を開設。
- 〃 42. 3. 長崎県赤十字血液センター庁舎2階増築。
- 〃 42. 11. 長崎原爆病院出張所廃止。
- 〃 43. 10. 長崎市出張所廃止。
- 〃 43. 11. 30 壱岐出張所開設。
- 〃 44. 1. 28 五島出張所開設。
- 〃 45. 7. 成分製剤室・車庫増築。
- 〃 46. 4. 1 五島出張所を長崎赤十字血液センターに移管。
- 〃 49. 11. 壱岐出張所休止。
- 〃 51. 6. 大村市出張所廃止。
- 〃 51. 7. 諫早市出張所廃止。
- 〃 54. 4. 1 名称を「佐世保赤十字血液センター」に改める。
- 〃 55. 1. 26 佐世保赤十字血液センター増改築完成。
- 〃 55. 7. 16 佐世保赤十字血液センター会議室増築。
- 〃 55. 12. 31 壱岐出張所廃止。
- 〃 58. 4. 1 組織に部制を設け2部5課7係となる。

- 昭和58. 11. 30 佐世保赤十字血液センター増築。(各室拡張)
- 〃 59. 7. 20 佐世保赤十字血液センター創立20周年記念式典。(九十九島観光ホテル)
- 〃 60. 9. 18 一階内部改造。(採血室拡張)
- 平成元. 3. 10 〃 (成分採血室増設)
- 〃 3. 3. 8 佐世保市上京町に西海出張所(献血ルーム西海)開設。
2部5課1出張所7係となる。
- 〃 3. 10. 1 製剤課に医薬情報係を設置。2部5課1出張所8係となる。
- 〃 3. 12. 25 佐世保骨髓データセンター設置。
- 〃 4. 4. 1 西海出張所に管理係を設置。2部5課1出張所9係となる。
- 〃 6. 9. 1 佐世保赤十字血液センター創立30周年記念式典。(佐世保玉屋)
- 〃 7. 9. 20 1階、2階内部改造。(供給及び製剤事務室の移設、成分製剤室の拡張)
- 〃 8. 4. 1 業務課業務係を業務一係、業務二係に組織変更。2部5課1出張所10係となる。
- 〃 8. 11. 1 検査課に品質管理係を設置。2部5課1出張所11係となる。
- 〃 10. 4. 1 検査業務を長崎県赤十字血液センターへ依頼開始。(検査集中化)
検査課を廃止。2部4課1出張所10係となる。
- 〃 10. 8. 4 佐世保市大塔町に新血液センター着工。
- 〃 11. 3. 31 新血液センター竣工。
- 〃 11. 4. 25 新血液センターに移転。
- 〃 11. 6. 25 新血液センター新築移転落成式典。(サンピア佐世保)
- 〃 14. 4. 1 運営形態を変更したため、名称を「長崎県佐世保赤十字血液センター」と改め、附属センターとなる。
- 〃 14. 4. 1 佐世保骨髓データセンターを廃止し、長崎県骨髓データセンターに一本化。
総務課を管理課に変更することに伴い、経理係を廃止し、製剤課の供給係と医薬情報係を移管。2部4課1出張所9係となる。
- 〃 15. 4. 1 製剤課を廃止、長崎県赤十字血液センターと一体運営となる。
2部3課1出張所7係となる。
大村地区の供給を長崎県赤十字血液センターへ移管。
- 〃 23. 3. 8 「献血ルーム西海」が開設20周年を迎えた。
- 〃 23. 4. 1 採血基準の変更。(献血可能年齢の拡大、血色素量(ヘモグロビン濃度)の引上げ)
- 〃 24. 4. 1 広域事業運営体制の移行に伴い、名称を「長崎県赤十字血液センター佐世保出張所」と変更し、長崎県赤十字血液センターの出張所となる。2課6係となる。
- 〃 26. 3. 28 「献血ルーム西海」が新築移転する。(佐世保市上京町オレンジアベニュービル6階から4階・5階に移転)
- 〃 26. 5. 28 血液事業情報システムの導入に伴い、献血申込書(診療録)の電子カルテ化及び生体認証を導入。
- 〃 27. 3. 31 血液センターからの分画製剤の販売が終了した。(全国的)
- 〃 28. 3. 31 医療機関への血液製剤の委託配送を終了した。
- 〃 31. 3. 31 備蓄医療機関制度を廃止した。
- 令和3. 3. 8 「献血ルーム西海」開設30周年。(3/23:献血者40万人達成セレモニーと合同開催)
- 〃 7. 7. 30 細菌スクリーニング検査を導入した血小板製剤の供給を開始した。

支部装備一覧表

[令和8年3月31日現在]
日赤長崎県支部所管

救護装備現況表

日赤長崎県支部災害対策本部	災害医療コーディネーター	常備救護班	輸送車	救急車	2
				ドクターカー	1
	災害救援車			6	
	通信指令車			1	
	通信機器		特定小電力トランシーバー	20	
			簡易業務用無線機	4	
			アマチュア無線機器	(固定)	3
				(移動)	4
			日赤業務用無線機器	(基地局)	3
				(移動局)	30
			衛星携帯電話	(車載型)	2
	(可搬型)			3	
	災害時優先電話		(固定)	5	
			(携帯)	5	
	非常食炊飯		移動炊飯釜	5	
炊飯袋 (ハイゼックス)		10,000			
医療資機材	医療セット	3			
照明機器	発電機	5			
	投光器	5			
救助器具	担架 / 担架台	6 / 2			
	折りたたみベッド	50			
	ヘルメット	30			
	携帯型メガホン	2			
救護所設営	天幕 (パイプテント)	12			
	天幕 (ワンタッチテント)	3			
	エアテント	(大)	1		
		(小)	1		
	ドラッシュテント	2			
蓄電池	(大)	2			
	(小)	3			

※各施設保管分を含む

12. 日本赤十字社のしおり

会 員

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づく認可法人で、同法の規定に基づき、毎年一定の会費を納める会員によって組織され、社業が推進されています。

昭和31年3月までは、赤十字の会員はすべて個人会員で構成されていましたが、それ以降は法人会員に加入できるようになりました。

会員は、次の権利を有します。

- ① 日本赤十字社の役員及び代議員の選出とこれらのものに選出されること。
- ② 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。
- ③ 日本赤十字社に対し、業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

会員は、毎年2,000円以上（協力会員は、毎年500円以上）の会費を納めなければなりません。

多額の会費を納めたり、功労があった場合には、特別会員の称号や有功章が贈られます

特別会員章と有功章

多額の会費を納めた個人若しくは法人又は業務による功労があった個人若しくは法人が、次の事項に該当した場合は、特別会員章・有功章等が贈られます。

表彰制度の概要

功労区分	功 勞 基 準	表 彰 の 方 法	
		個 人	法 人
会費の拠出による功労	20,000円以上の納入者	特別会員の称号付与通知書 特別会員章(バッジ) 特別会員門札	特別会員の称号付与通知書 特別会員門札
	100,000円以上の納入者	表彰状	表彰状
	200,000円以上の納入者	銀色有功章(楯式)・略章	銀色有功章(楯式)・略章
	500,000円以上の納入者	章記・金色有功章(勲章)・略章	金色有功章(楯式)・略章
	金色有功章受章後、50万円(50万円に達するまでの分納額の合算を認める。)以上拠出の都度	感謝状	感謝状

厚生労働大臣感謝状

納入者区分	寄 付 の 額	
個 人	1,000,000円以上	5,000,000円未満
法 人	3,000,000円以上	10,000,000円未満

紺 綬 褒 章

納入者区分	寄 付 の 額
個 人	5,000,000円以上
法 人	10,000,000円以上

税制上の優遇措置

日本赤十字社は税法上「公益の増進に著しく寄与する法人」と規定されており、次のような優遇措置が受けられます。

(令和2年4月1日現在)

納入者区分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措 置 の 内 容 等
個 人	① 特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	② 住民税にかかる寄付金 控除	地方税法施行令 第7条の17の3	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③ 相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	④ 指定寄付金	法人税法 第37条 第3項第2号	毎年4月～9月 末日の場合のみ	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。
	⑤ 損金算入限度額 特例扱寄付金 (特定公益増進法人 に対する寄付金)	法人税法第37条 第4項	通年	寄付金の金額が、法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

献血功労章

献血者 献血回数	表 彰 方 法
70 回 以 上	銀色有功章（銀色ガラス盃）を贈る。
100 回 以 上	金色有功章（金色ガラス盃）を贈る。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

赤十字標章⁺の使用制限

赤十字の標章は、昭和22年に制定された『赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律』によって、赤十字国際会議で定められた諸原則に適合する活動のために使用するほかは、みだりに使用してはならないことになっています。

病院や薬店等の宣伝や救急車などに赤十字の標章を使用しているのが見受けられますが、この法律に抵触するので見かけたら注意してください。

『赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律』抜粋

第1条 白地赤十字の標章若しくは赤十字若しくはジュネーブ十字の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称は、みだりにこれを用いてはならない。

第3条 傷者又は病者と無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地赤十字の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる。

令和7年度 事業報告書

令和8年6月発行

発行所 日本赤十字社長崎県支部

〒852-8104

長崎市茂里町3番15号

T E L 095-846-0680

印刷 昭英印刷株式会社

T E L 095-844-0231



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

「人間なら誰の心にも献身的な愛情が内在するものなのに、その心でものを感じ、考え、行動することがむずかしい人間たちに、熱心に呼びかけて思い出させてくれるのは、赤十字である。」

「私たちはこの暗やみに光をともしてくれた男に深い感謝を捧げるとともに、この光を燃やし続けることをみんなの仕事にしなければならない。」

アルベルト・シュヴァイツァー博士